

総務企画常任委員会、予算常任委員会（第一分科会）
及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成29年9月11日（月曜日）午前9時59分開会

出席委員（9名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	吉成伸一
委員	田村正宏	委員	小島耕一
委員	森本彰伸	委員	鈴木伸彦
委員	高久好一	委員	君島一郎
委員	玉野宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	藤田輝夫	企画政策課長	小泉聖一
企画政策課長 補佐	村松一紀	企画政策係長	江面史彦
行政経営係長	佐々木玲男奈	企画政策課 主査 (係長級)	佐藤吉将
シティプロモ ーション課長	栗野誠一	シティプロモ ーション課長 補佐兼 プロモ ーション 係長	佐原勝美
情報管理係長	波多腰治	広報広聴係長	興野和人
秘書課長	磯真	秘書課長補佐 兼 都市交流係長	佐藤知子
市民協働推進 課長	室井啓二	市民協働推進 課長補佐兼 男女共同参画 係長	平川雅子
統計係長	渡邊純子	協働のまちづ くり室長	相馬文彦
市民協働担当 主査 (係長級)	田中幸子	自治振興担当 主査 (係長級)	小田由起子

西那須野支所長	白井一之	総務税務課長	阿見浩二
総務税務課長 補佐兼 総務係長	高橋力	税務係長	井上芽久美
市民福祉課長	関谷浩行	市民福祉課長 補佐兼市民 戸籍係長	間彦望
福祉係長	小出晶子	国保年金係長	亀田祐子
産業観光建設課長	釣巻正己	産業観光建設 課長補佐兼 農林係長	伊藤吉之
商工観光係長	瀧靖子	建設係長	岩本和也

出席議会議務局職員

書記 鎌田栄治

議事日程

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔西那須野支所〕

- ・西那須野支所長挨拶

〔総務税務課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民福祉課〕

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔産業観光建設課〕

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔企画部〕

- ・企画部長挨拶

〔企画政策課〕

- ・議案第87号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）
決算審査特別委員会（第一分科会）
- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔シティプロモーション課〕
予算常任委員会（第一分科会）
- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）
決算審査特別委員会（第一分科会）
- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔秘書課〕
予算常任委員会（第一分科会）
- ・議案第 7 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）
決算審査特別委員会（第一分科会）
- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔市民協働推進課〕
決算審査特別委員会（第一分科会）
- ・認定第 1 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前 9時59分

◇

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、改めましておはようございます。

先週の代表質問、そして一般質問の後、今日から総務企画常任委員会、予算常任委員会、決算審査特別委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

総務企画常任委員会としてしっかりと皆さんと審査して、この後の市政に反映できればと思っておりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

ここからは座って進めさせていただきます。

審査の日程及び審査の順はお手元に配付の次第のとおりになっております。

今定例会におきまして当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、協定の締結に関する案件1件、規約変更案件1件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件3件でございます。

また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、決算認定案件5件あります。

これら予算と決算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切りかえて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら、質疑終結後、申し出てください。執行部退席のもと、暫時休憩中に議員間討議を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。

それでは、次第3、審査事項に入らせていただきます。

◇

◎西那須野支所の審査

○齊藤委員長 まず初めに、西那須野支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。

○臼井西那須野支所長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎総務税務課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから総務税務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで、先ほど支所長からありましたとおり、総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

○阿見総務税務課長 (議案第71号について説明)

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

何かございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 直接、決算なんですけれども。

○齊藤委員長 今、補正予算中の。

○鈴木委員 失礼しました。

補正予算なんですけれども、とりあえずここをちょっと興味があるので、年間どれぐらいか、この使用をしているかというのはわかりますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 年間、100会議室の使用ということなんですけれども、長期にわたって利用するのが申告ということで、12月の月上旬から6月末ということで、約7カ月間使います。

あとは、定期的なものとしてはふれあいまつりでやっている7月の1カ月間、あとは飛び飛びで会議が入る程度です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 7月から12月という期間使っていますよと最初に言って、その後、ふれあいまつりで7月使っていますよということだから、使用頻度というか、月数で答えるのであれば、6カ月間、半年ぐらいなんですよね、実質。

もっとそのほか選挙のときも使っていたりしているようなんですけれども、使用頻度というのはそんな状態だということはわかりました。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 今回の需用費、修繕料の説明はわかったんですけれども、当初予算で需用費、修繕費としては200万円ぐらいの計上がされているわけですね。その中で、今回の修繕についても当初の中で予算をつけるというような考えはなかったんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 今回、当初の予算でつけたものについては、1つは庁舎へ引き込んでいる高電圧のケーブルの交換、あとはヒートポンプのファンモーターの交換、あと時計設備の工事ということで、今回のフート弁については当初予算要求時点でこういった故障が発見されていなかったもので、今回補正ということになったところです。

○齊藤委員長 よろしいですか。

○吉成副委員長 それでは、わかりました。

○齊藤委員長 そのほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑等を終了いたします。

なければ、続きまして討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ご異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討

議、討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○阿見総務税務課長 (認定第1号について説明)

以上が総務税務課所管の歳出についてです。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 68ページの2款1項6目のあれですね、旧清掃センター跡地測量業務、これの業務の結果は畜産、何か保健センターをこちらに持っていきこうということで始まって、その話が県との中でうまくいかなかったというふうな部分ですよ、まず。その確認をちょっとひとつ。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 平成25年からこの話があったようなのですが、平成29年1月に、現在、旧西那須野清掃センター跡地が洪水ハザードマップの浸水想定区域にあるため、移設機能に支障を来すおそれがあるということで、県のほうから契約交渉解消の申し出があったというふうなことです。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 経緯として、ここの場所に県の施設を

移すというのは西那須野支所のほうから申し出た、それとも県の申し入れを、最初のきっかけは申し入れていたんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 これまでの経緯を見ますと、県畜産振興課から移転先候補の打診が最初に農務畜産課のほうにあったというふうに引き継いでおります、県のほうからの申し出というふうに。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、あそこがハザード地域ということは、県が指定しているんですよね。

○齊藤委員長 続けていいです。

○鈴木委員 ちらっと県だということを確認したんですけども、県が管理をしてハザード地域を指定していて、県ですよ、あくまで。県と市というくくりでいくと、県が指定をしていて、県から申し込んできて、こちらで調査測量をして返事をしたらば、ハザード地域だということだめだと。これ、予算は那須塩原市で計上している。これについては、何か県との協議はされていますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 交換を前提に那須塩原市のほうで予算措置をして業務をしていたということで、この経費についてはご存じだと思いますけれども、覚書等を取り交わしたわけではないということで、市のほうの一方的な支出ということで補償の対象にはならないというふうに引き継いでおります。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

補償の対象にならないということですが、結局これは最終的な判断としては無駄になったということで、市の評価として考えているかどうか、ちょっとそこだけ聞かせてください。

○齊藤委員長 支所長。

○臼井西那須野支所長 今回の件なんですけれども、これはもともと先ほど課長の説明したとおり、県のほうから申し出があって進めた事業で、最終的には県のほうからごめんなさいとあった事業でございまして、市のほうは一切責任はないというふうに感じております。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この事業の評価として責任はないんならば、この金は市民が払った税金が使われていると思うんだけど、それに対する執行部の立場上あれでしょうけれども、何だったかどうかというか、自主的な考え方はどうでしょうかということころです。ここまでです、私は。

○齊藤委員長 意見でよろしいですか。聞きますか。

○鈴木委員 いや、判断はどう思っているのかと聞いてください。

○齊藤委員長 わかりました。

じゃ、答弁を求めます。

支所長。

○臼井西那須野支所長 確かに委員おっしゃったとおり、市のほうで持ち出しがあったということで、当然ながら県のほうから申し出があって、それで進めた事業でありますから、県のほうで当然責任があるかとは思いますが、最終的には覚書も何もしていないということで、それはお互い県と市の関係だとは思っております。

以上です。

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

森本委員。

○森本委員 60ページの防災対策推進費のうちで自主防災組織の資機材等整備事業で1団体が何か更新している、これ具体的に何を更新したんでしょ

うか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 資機材等整備事業についてのご質問だったかと思います。

すみません、お待たせしました。新南自主防災会のほうで資機材等整備ということです。この事業については、1回しか受けられないんですけれども、バケツ、ヘルメット、投光器、コードリール、延長コード、発電機、チェーンソーなど、災害があったとき自治会が使用できるような備品等を購入しております。

以上です。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 これは大体毎年1団体ぐらいのものなの、それともすぐいっぱい出る年もあるんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 28団体のうち、28年度末で4団体、4自主防災会がまだこの補助金の制度を利用しておりません。28年度は新南がございました。ちなみに、27年度はございません。29年度については、東赤田が申請を出しております。

以上です。

○齊藤委員長 いいですか。

○森本委員 わかりました。

○齊藤委員長 では、ほかに質疑ございませんか。

君島委員。

○君島委員 素朴なこと聞きたいんですが、先ほどの68ページの財産管理事務推進費がありますよね。先ほどの清掃センターの件なんですけれども、これ、清掃センターの土地そのものを県のほうと交換なりするという話があったということは、当然、市のほうとしては普通財産になっているわけです

よね。そうすると、普通財産で一般的には財政課が、管財のほうで管理していくのが通常じゃないかと思うんですが、何でこれ西那須野支所なんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 この欄に、下のほうに普通財産の条件ということで一覧表が出ておりますように、それぞれの地区にある普通財産については、それぞれの総務担当課、本庁であれば財政課が管財の場所でありますので、そこで管理するという形になっております。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 ということは、西那須野支所にある普通財産は西那須野支所が全部管理をするということ。

○阿見総務税務課長 大体そのような形になっております。

○君島委員 なぜ聞いたといたしますと、これは西那須野の大山小学校の前に元の家畜場というか、跡地ありますよね。あれについては、普通財産にしたときに1回管財に戻っているんですよ。管財に戻って、今はまた教育委員会に戻っているんですけども、そのときは管財に戻るという形をとっていたんですけども、今は全てがそういう形になっているのかどうかということです。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 全てと言われると、一部そうではないものがあります。ちょっとお待ちください。

那須順天荘の用地は本庁の管財のほうで管理している形になっております。

以上です。

○君島委員 わかりました。それで、これは今は決

算なんで、清掃センターの跡地については支所が管理をしているということでもよろしいんですね。わかりました。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

小島委員。

○小島委員 89ページの2款15目でご説明ありましたが、西那須野庁舎の消耗品費の光熱水費、これが電気料がかなり減ったんで安くできたというふうなお話がありました。どのような方法で電気料を減らしたのか。そして、その前にシステムを入れたかと思えますけれども、費用対効果みたいなものはどういふふうに見ているか、ちょっとわかればご説明いただければと思います。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○阿見総務税務課長 特に新たなシステム等を設けたわけではございません。庁舎の電気料金の体系については、基本料金、あと、電力量料金ということで、使用した電力量によって変わってくるもの。あと、再エネルギー発電賦課金、需要調整等割引額、業務用蓄熱調整額契約、こういったものから成り立っております。

先ほど申し上げました電力量料金のうち燃料費調整額の効果が大きいのは、27年度と比べまして、年平均ですけれども、1キロワット当たり3.47円安くなっております。使用している電力量が大体80万キロワットになりますので、それだけで240万安くなってしまふということです。

○小島委員 電力量といえば、単価はどちらかというとう上がっているじゃないですか。それがどうして。

○齊藤委員長 課長。

○阿見総務税務課長 電力量料金については、夏季、7月から9月の間とそれ以外の期間で単価が違っております。27年と28年を比較した際、その他、

夏季以外の期間においては15.99円で変わっておりません。それと、夏季の料金については、平成28年度が17円22銭に対し、27年度が17円13銭ということで、9銭ですか、上がっております。だから、先ほど申しあげましたように、燃料費調整額自体が大幅に下がっておりますので、こういった結果となっております。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 燃料費調整額というのはどういう形で支出されるんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○阿見総務税務課長 東京電力のほうのホームページを見ていただくと一番わかりやすいんですけども、基準燃料額があって、その価格に対して過去、たしか3カ月だったと思います。3カ月の平均の燃料代が高い場合には上げて、低くなった場合には安い形で燃料費に反映させるというふうな仕組みだったと思います。

○齊藤委員長 よろしいですか。
そのほか質疑ございませんか。
田村委員。

○田村委員 今の件でもう一つだけ、もし、わかれば、26年度の決算額というのがわかれば。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
ありますか。
課長。

○阿見総務税務課長 光熱水費総額でしかちょっと手元ではわからないんですけども、2,324万43円です。が、26年の光熱水費の決算額です。ちなみに27年の決算額については1,814万1,621円。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。
副委員長。

○吉成副委員長 すみません。しつこいようなところで、89ページ、今の件の中で光熱水費なんです

が、本当に素朴な疑問なんですけれども、光熱水費、単純に考えて、本庁と西那須野支所では本庁のほうが当然かかっているだろうと思ったんです。ところが、比較してみると、わずかですが、本庁のほうが安いんですね。というのは、今、電気料に関してはそういう説明があったんで、基準のその燃料額というのがひよっとすると違うのか、それとも、もう一つ、光熱水費ですから水のほうの使用が北那須水道と、本庁では当然北那須水道じゃないところを使っているというその差で、本来本庁のほうが人も多いし、出入りも多いわけですから高いのかなと思うんですが、これ西那須野支所に聞くのは酷なんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○阿見総務税務課長 歳入のところでご説明したように、西那須野庁舎の隣に図書館ございます。西那須野図書館の電気というのは、1回庁舎に入って、それで図書館のほうに分電して使っているんですね。ですから、この歳出に出てくる金額というのは、図書館の分も含んだ金額ということで、歳入で200万からありますので、それを引けば黒磯庁舎よりも光熱水費、電気料については低くなっているのかなというふうに考えられます。

○齊藤委員長 よろしいですか。

○阿見総務税務課長 あともう一点よろしいですか。
○齊藤委員長 どうぞ。

○阿見総務税務課長 あと、これは具体的にはちょっと何とも言えないんですけども、西那須野支所庁舎の冷暖房につきましては、庁舎の上にヒートポンプというか、熱交換器3台ございまして、夜間電力を利用して地下の蓄熱槽の水を冷やしたり、温めたりということで冷暖房を行っているもので、そのあたりでもしかすると電気料がかかっているのかなというふうにも考えられます。

○齊藤委員長 補佐。

○高橋総務税務課長補佐兼総務係長 あと考えられる原因としまして、情報系のサーバーの本体が西那須にあるんですね。この辺の電気がかなり。先ほどお話ありました平成26年2,300万、ここからがっくり下がっているんですけども、平成26年にネットワークのリプレイスがありまして、技術のほうが大変進みまして、今、サーバーのほう仮想化というのができまして、今まで三十何台あったサーバーが今7台、8台ぐらいになっています。それで5年間で1,500万ぐらいの電気代が来るんじゃないという試算でおります。

それに伴いまして、あと、常に部屋の中を22℃の設定、エアコンつけています。今まで2部屋つけていたのが1部屋になったと。そのサーバーに係る電気代が一番大きいのかなと考えております。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、続きまして、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務税務課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

ありませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (西那須野清掃センター跡地の分泌測量及び境界確認に要した費用について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 (集中管理車の使用頻度について)

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようなので、それでは執行部のほうから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で総務税務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたしますので、11時5分から始めます。10分間の休憩入れます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎市民福祉課の審査

○齊藤委員長 ただいまから市民福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討議、
討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○関谷市民福祉課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 118ページの7、西那須野支所の分のところですけれども、これは比較すると前年度に対して8万8,221円お安くなったんですけれども、これの安くなった内訳は。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○関谷市民福祉課長 27年度までコピー機をこちらの係のほうで1台保有してしまして、その保守契約とリースが終了したと、期間満了によりまして、28年度はなかったというところで、その分が減額ということでございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 106ページの外国人の登録のところなんですけれども、9,080円増額になっていて、27年度に比べて人数がふえているということなのか、そしてまた、ここ数年間どんどんふえてきているとか、そういう傾向があるのかというのを教えていただけると。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○関谷市民福祉課長 まず、ふえたというところなんですけど、これ人数がふえているというよりも、こちらの外国人登録につきましては、非常に複雑な手続がありまして、それに対してのそういった参考図書ですか、そういったものをちょっと購入させていただいたというところがその消耗品の増額の理由となっております。

あとは、外国人の登録人数というのは、外国人登録そのものは特にこの近年で大きく変化しているということはありません。ある程度、西那須野については多少多いところはあるんですけど、ここ数年で大きく変わったというようなところはちょっと見受けられません。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、質疑がないようですので、終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようなので、引き続きまして討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民福祉課の所管の審査事項は以上となります。

◇

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部のほうからは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で市民福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎産業観光建設課の審査

○齊藤委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討議、討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○鈞巻産業観光建設課長 （認定第1号について説明）

どうぞよろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 227ページの工業団地管理事業の中で、前年度の比較が682万3,338円ということだったんですけれども、説明の中で、減の理由が污水管のテレビ調査業務がなかったというふうにして、聞きたかったんですけれども、うちの脇もこれ、入っているんですけれども、今は29年だろう。これは去年はなくて、ことしはまたやっていると。この計画というのはどうなっているんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○釣巻産業観光建設課長 失礼いたしました。
テレビ調査につきましては、施設が30年以上経過している、及び東日本大震災によりまして工業団地内の排水管の浄化槽が発見されたというふうなことがありましたので、平成24年から平成27年までテレビ調査を行いました。

それで、平成27年度、最終年度となりますけれども、この年度でテレビ調査が終了したということでございます。

全体の管路の調査を24年から27年までかけて調査を行ったという。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。

それで、要は今年度、ちょっとうちの脇の道路、テレビ調査事業をやっているの、もうこれで終わっているんですか。それとも、その後、何か追従して事業は継続か何か、やっていますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○釣巻産業観光建設課長 今年度もやっておるんですけれども、テレビ調査をかけたのは27年度で終了しております。その後、工事に伴いまして、工事の初めに、今度、工事の修理業者の請負業者がもう一度調査をかけて、その調査に基づいて工事

のための調査をかけて工事をやっているというふうなことでございます。

ですから、工事の前段の予備調査というふうなことをやって、修繕工事を行っているというふうなことでございます。

○鈴木委員 結構です。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございませんか。
森本委員。

○森本委員 すみません。ごめんなさい。

213ページ。6款1項8目の田園空間博物館管理運営事業のところなんですけれども、これ、田園空間博物館という部分、ちょっと簡単に説明いただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
補佐。

○伊藤産業観光建設課長補佐 田園空間博物館については、那須野が原の西部地区といまして、西那須野地区と塩原横林接骨木地区の豊かな自然や疎水、開拓にまつわる史跡など、田園空間に広がる展示物、これを一応サテライトと言っていますが、それに見立てて屋根のない博物館として地域全体を捉え、その地に暮らす方々を中心となって保全、活用、復元し、地域の活性化を目指す、そのような博物館になっております。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 その各サテライトなんですけれども、ここ最近、どんな状況かとかというのを確認などはされていますでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
補佐。

○伊藤産業観光建設課長補佐 年の中で随時、博物館の中では市の管理しているものと、あと、地元で管理しているものがありまして、それは地元の管理は地元で随時見ていただいたり、草刈り等をしていただいたり、市で管理するものについては

市のほうで草刈り業務を頼んだり、修繕等を行っております。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 私は三島地区に住んでいるんですけども、例えば三島地区の三島小学校のところの疎水バク。そこなんかは、もう水は流れていない状態で、ちょっと蚊が湧いたりとか、それとか悪臭がしたりとかということがあったということもありました。

そういうこともあるので、やっぱりその現状とある程度把握して、市のほうである程度きれいにしておくのか、それともそこはもう使わない、サテライトとして機能をなさないのであれば、例えばなくすとか、そういうふうな管理でもしたらいいのかなというふうに感じたものですから、そういう定期的な更新でないですけども、管理というのをしっかりやっていただけたらいいかなと思って質問させていただきました。

以上です。

最後のは意見で大丈夫です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 今回の田園とかの関連ですけども、これも国の補助事業で始まったんだと思うんですけども、現在、予算は国の補助事業の予算があるのかどうか。また、なくなっていれば、市としての程度の、これ、補修事業等もありますから、ですけども、今度どのような考えなのか、お伺いできればと思います。

○齊藤委員長 ちょっといいですか。すみません。一応、28年度の決算の聞き方をさせていただいて、もし細かいやつはその他で聞いていただければ。今のちょっと聞き方では、その他にしてください。この28年度のことを聞いてもらえれば。それでいいですか。

○小島委員 では、まずはことしの国庫補助金が入っているかどうか。

○齊藤委員長 28年度の決算に入っていたかどうかということでもよろしいですか。

○小島委員 28年度の決算にね。

○齊藤委員長 はい。まず。

○小島委員 それで結構です。

○齊藤委員長 では、よろしいですか。課長。

○釣巻産業観光建設課長 28年度につきましては、国庫補助金等の費用は入っておりません。単独費でございます。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 いいですか。

○小島委員 結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 253ページの8款土木費なんですけれども、道路の除雪対策事業や、その年その年によって雪の降る量が違うことは理解しているんですけども、これは今回、市民からの要望とかそういったものはありましたか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。課長。

○釣巻産業観光建設課長 先ほどお話ししましたように、西那須野管内につきましては除雪といっても主なものが除雪の中でも融雪剤散布が大体主になってきます。

その除雪の内容については、降った状況を市の職員が確認しまして、朝、通勤時間帯の前にある程度対応するというので、日中等については生活道路も含めて住民からの除雪してほしいとかというふうな要望の電話はございます。ただし、朝については通勤時間帯前に除雪の中でも融雪剤をまいたりというふうなものをして、業者委託のほ

うで対応しております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと自分のところに要望があるんですけども、この事業をやるに当たって、前の日から雪が降っていて、次の日の朝一番に雪が降っていて凍ったり困っているというあたりで連絡が来るときがあるんですけども、市民から問い合わせがあれば、職員以外の市民からの要望でも朝から機動するというような対応というのは、どのようにやっていますか。

○齊藤委員長 課長。

○釣巻産業観光建設課長 この除雪作業につきましては、西那須野管内を4ブロックに分けて、事前に業者さんに委託をお願いしております。

その除雪の単価につきましては、那須塩原市の統一単価ということで、本庁のほうとも同じなんですけれども、その統一単価で行っておりますが、西那須野管内については地域内を4ブロックに分けて、それぞれの地区について委託業者を決めて、その中で事前に業者さんの判断でそういうふうな作業を行ってもらっているものもございます。

○鈴木委員 結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 では、248、249、ここになりますか。間違っていたらすみません。

道路維持補修工事ということで、先ほども説明はいただいておりますが、この中で、道路の反射鏡の設置が平成28年度決算は27年度から比較すると多く設置されている気がするんですが、違いますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○釣巻産業観光建設課長 確かにこの表の中で、道路反射鏡、カーブミラーですね。これにつきまして

では、この表の交通安全施設関係を見ますと、前年度は7件あったものが、この表の中では18件ございます。11件ふえております。

その中で、カーブミラーのほかにも交通安全施設ありますけれども、カーブミラーの件数も前年に比べてふえております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 というのは、要望があつてつけたり、さまざまと思うんですが、その内訳ってどんな形ですか。市のほうが積極的にというか、みずからつけるパターンと、それから地域の要望等でつけると。

○齊藤委員長 課長。

○釣巻産業観光建設課長 今つけている内容ということですが、カーブミラーにつきましては、市民、地元からの要望によるものでございます。要望箇所を職員が確認しまして、必要がある場合、そして、設置が可能かどうか。設置場所がないようなものもございますので、必要があるかどうか、つけられるかどうか等を確認しまして設置しております。

ですから、設置につきましては要望によるものでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 同じく、工事費のほうではなくて、実際のカーブミラーの原材料費で入ってきていますけれども、これは当然、片面、両面、それから丸型、角型、そして大きさも860、それぞれさまざまあると思うんですが、大まかで結構ですので単価どのぐらいですか。では、大きさぐらいでいいと思いますが。

では、それは結構です。本庁でもわかるでしょうけれども。

○齊藤委員長 では、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○齊藤委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○釣巻産業観光建設課長 今、言われましたように、カーブミラーは通常800という80センチの直径でございますが、これが600のものもございます。1,000のものもございます。でも、通常大体800ということで、ミラーにつきましては一面が大体3万円ぐらいのものですけれども、それにポールがつきます。基礎もつきます。

ですから、工事費として起こした場合には1基10万円とかというふうなことになりますけれども、材料として買った場合には、それらが単品になりますので、取り付け費とか作業費がございませんので、もう少し安くなるというふうなことで、原材料については直営で職員が面の交換、支柱が曲がったときに支柱の交換とかということで、直営でできる場合、原材料費で購入しております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 了解しました。

それから、災害復旧費、369ページ。ちょっと忘れてしまったので、お伺いします。

2カ所の道路の補修工事ということだったんですが、これ、実際、どこだったんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○釣巻産業観光建設課長 この表にもございますけれども、1本が市道高柳812号線路肩修繕工事ということで、815号線、路肩修繕工事、高柳地内になります。場所につきましては、高柳の運動公園の1本東側になる4mぐらいの市道でござい

ます。高柳運動公園の……

〔「汚水が流れているところ」と言う人あり〕

○釣巻産業観光建設課長 流れているもう一本東側のほう。

〔「もう一本。……屋さんがある、あのおりだね」と言う人あり〕

○釣巻産業観光建設課長 はい、そこです。9mぐらいの延長が路肩が崩れまして、ここに板の柵を設置して、のり面を復旧したというふうなことでございます。

もう1本が、市道認定外道路ということで、これも路肩修繕工事です。それについては、緑の1丁目ということで、場所がひかり幼稚園。緑にひかり幼稚園がございまして。その脇になります。ここには水路が流れておるんですけども、この水路に転落防止のフェンスがあるんですけども、この路肩がやはり水路とフェンスののり面が崩れまして、フェンスが傾いたということで、のり面の補修及びフェンスを真っすぐに立て直したというふうな修繕の内容でございまして。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 場所、よくわかりました。両方も路肩、のり面ということなんですけど、ということとは、ここ自体のその前の設置工事が、ここ2つに限ってそういうふうには崩れたりしているということは、余り施工がよくなかったということなんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○釣巻産業観光建設課長 施工のよしあしというふうな話ですけれども、そういうことではなく、大雨によってその部分に道路内の水がその箇所から流れ出して、路肩が洗掘されたというふうなことで、通常緩やかに道路の端に水が流れます

と、そういうふうなことはないんですけども、大雨が川になって1カ所から流れ出したというふうな状況で、洗掘されたというふうなことでございます。

○吉成副委員長 地形的なものということですね。

○釣巻産業観光建設課長 はい。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

では、ここで進行を交換します。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 すみません。同じページ、247ページなんですけれども、道路管理費の中で、市道等に関する各種申請状況ということで、この市道整備等についての状況をまず伺いたいんですけども、3件について。どんなことがあったのか。

○吉成副委員長 答弁を求めます。

課長。

○釣巻産業観光建設課長 この市道整備要望の内容の3件につきましては、砂利道の私道の砂利入れの要望でございます。

私道については全て市のほうでやるということではないんですけども、ある程度の要件を満たしている。例えば3軒以上で使っている道路で、通常、半公共的というか、そんな感じで使われているような道路というふうな判断ができた場合に、この3件につきましては、今言ったように砂利が雨等で流れたので、砂利入れをしていただきたいというふうな要望の内容でございます。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 それに関しましては、基本的には工事は入らないということなので、資材等のみという解釈でよろしいか、確認。

○吉成副委員長 課長。

○釣巻産業観光建設課長 これについては材料、碎石を直営というか、市の作業員、職員でもって砂利ならしをするということで、請負工事ではなく

原材料で作業を行っております。

○齊藤委員長 わかりました。

○吉成副委員長 いいですか。

○齊藤委員長 はい。

○吉成副委員長 それでは、司会を委員長にお渡しします。

○齊藤委員長 すみません。ありがとうございました。

それでは、そのほかに質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点があるかどうかお伺いいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議のほうは終了し、続きまして討論に移ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

産業観光建設課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部の皆様から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

では、その他、西那須野支所全体として何かございますか。

委員のほうからございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 支所長のほうから最後、何かありますか。

〔「時間内に終わらせていただけたら」と言う人あり〕

○齊藤委員長 一番大丈夫です。

では、ないようですので、以上で産業観光建設課並びに西那須野支所分の審査を終了いたします。

お疲れさまでございました。

すみません。ここで昼食のため、1時間休憩とし、午後1時から次の審査、企画部に入ります。

休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 零時59分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎企画部の審査

○齊藤委員長 これより企画部の審査に入ります。

初めに、企画部長からご挨拶をお願いいたします。

○藤田企画部長 (挨拶)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎企画政策課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから企画政策課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

—————◇—————

◎議案第87号の説明、質疑、討

議、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第87号 那須地区広域行政事務組合規約変更についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小泉企画政策課長 (議案第87号について説明)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 これ、ちょっと、委員長、わからないんですけどとめてくださって結構なんですけれども、この議案の対照表の中では、これでもっともだと思って理解できているんですけども、こども発達支援センターというのはいかなるものかと、ちょっと私、知識がないのでご説明いただいてよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 なすの園については、こども発達支援センターということになっているわけなんです。こちらについては那須地区に居住しています未就学児、これを対象としていまして、主に心身障害児の福祉の増進を図ること、それから、保護者とともに通園によりまして療育訓練あるいは生活指導を行うということで、精神的、肉体的健康を高めて、社会適応性を育成することを目的として、こども発達支援センターというようなセンターを設置したところでございます。

これについては、現在のところは指定管理者制度ということで、平成22年度から運営のほうを行っております。NPO法人の障害児・者トータルサポートセンター空というところ、これは障害児とか障害者のサポートを行っているNPOの組織でございます。こちらのほうで運営をしているような施設となっております。

特に何をやっているかといいますと、児童発達支援事業としましては、保育士さんをもとに集団指導訓練、生活訓練的なものを行っております。その中で個別に指導したり、専門的な指導ということで、作業療法士の指導だったり言語聴覚士の指導だったりということで、生活に適應できるような形での指導を行っているというところになっています。

この中で、特に保護者の相談ということで、先ほど言いましたように、保護者と一緒に通園してきて、お子さんだけではなくて保護者のほうも相談に乗って、お子さんをこれから小学校、中学校に上がる前に、ある程度の生活というものがお子さんだけでもできるような形までできればということで、療育訓練というものを進めているような施設となっております。

以上でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとよくわからないので聞くんですけれども、ここは財産とか施設とか、そういったものは持っているんですか。事務と書いてあるんですけれども。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 まず、こども発達支援センターのなすの園、ここ自体は広域行政事務組合の施設ということになっていまして、財産的には広域行政事務組合の施設、備品についても広域行政事務組合のものということになっていまして、現在は指定管理者ということで、先ほどお話ししましたように、建物、中の備品、こういうものも含めて指定管理者に貸しているような状況になっています。

これを今度の4月から民営化ということで、民間に全て委ねるといことになりまして、今の施設であったり備品だったり、こういうものを広域行政事務組合の財産から民間の財産に財産処分するということで、広域行政事務組合としてのそういう財産処分についての手続をやる条文が入っていなかったということで、今回、この規約のほうの改定ということになるものでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。では、最後に、場所とか、それから敷地面積とか、どんな建物があるかだけ。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 場所につきましては、那須地区広域行政事務組合というものを皆さん、ご存じですか。那須塩原駅から大田原に向かって行く途中の左側にマジマさんのゴルフ練習場があるところを左に入っていくと、東那須野公園があると思

うんですけれども、その公園の手前に広域行政事務組合という広域研修センターも兼ねた施設がございます。その手前の左側に、ちょっと小さな建物で、保育園というんですか、幼稚園というんですか、そういうような子どもの施設があります。場所はそちらです。

建物については広域行政事務組合の財産ということになっていまして、土地については那須塩原市の土地になっています。広域行政事務組合も含めまして、那須塩原市の土地で、那須塩原市のほうから広域行政事務組合に貸しているというところで、実際に民営化に当たりましては、今、なすの園の敷地自体を10年間無償貸与ということで、これは那須塩原市で保育園を民営化するときにも10年間は無償貸与、10年後に売却なり賃貸なりということで相談しましょうとなっていますので、それと同じような方向で対応していきたいということで考えているところでございます。

面積については、敷地面積がおよそ2,900㎡ということで、実際には筆自体は広域行政事務組合と1筆になっているものですから、実際、分筆をしなくてはいけないということで、現在、地籍調査で沼野田和地区、地籍調査事業をやっていますんで、費用をかけずにその地籍調査事業の中で分筆をして、面積も確定してきたいというところになっています。

以上でございます。

○齊藤委員長 オーケーですか。

そのほかに質疑ございませんか。

高久委員。

○高久委員 今のなすの園の話です。とりあえず10年間は無償貸与ということで、それから先の話はこれからの事業の中でという捉え方でいいんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 土地に関しては、10年間はこれから無償貸与、10年後に売買または貸与等の協議を行うということで、市の保育園と同じような形の取り扱いで進めているということになっています。

先ほど概要のところでもちょっと説明が漏れましたけれども、現在、在園児としては67名の生徒さんが在園というか登録をしているということになっております。現在、その67名のうち、那須塩原市の生徒さんについては43名ということで、大部分が那須塩原市のお子さんということになっています。

○齊藤委員長 よろしいですか。

○高久委員 はい。ありがとうございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございませんか。

副委員長。

○吉成副委員長 なすの園は、もう本当に歴史のある園だと思うんですけれども、最初は広域がやっていた、平成22年に指定管理になって、今度は完全な民営化という流れになるわけですが、民営化にしようという、その方向性というのは、どうしてそういう、指定管理でもこのまま続けるということは可能であったと思うんですね。それを民営化にする主な理由を聞かせてください。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 民営化の主な目的としましては、まず、今までですと民営化した場合の受け皿となる事業者が少なかったというところなんですけど、最近、社会福祉法人であったりNPOだったりということで、そういう受け皿としての団体がふえてきているということと、指定管理の実績ということで、もう8年間既に指定管理をやっているような状況と。

先ほど言いましたように、母子ともに通園をし

てくるような形で進めているところであるわけなんですけれども、これを民営化することによって、その辺が少し、お子さんだけの登園も受け皿としては可能になるだろうということで、これは現在の設置目的のところでは、母子ともに通園してきて、先ほど言ったように保護者に対しても指導と相談というものを受けるということだったものですから、これを若干ちょっと緩和するために民営化するというところで現在進めていたということです。

民営化でも、その先ほどの指定管理の実績から可能だろうということでの判断で、今回民営化に踏み切ったというようなことをちょっとお聞きしております。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 ちょっと補足なんですけれども、今の課長の考え方というところの中で、サービスを低下することなくということに関して、まず1つ、安心が持てるような業者というところが、皆さん出てきたというところが一つ。

あとは、要はサービスを低下することなく民営化することによって、経費の削減を図るんだということが大きな狙いだということで、ご認識いただければと思います。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 指定管理にする際に、現在のサポートセンター空のほかにも手を挙げたところがあったように記憶をしているんですが、今回、民営化されるということで、当然、現在の空さんのほうも手を挙げるんでしょうけれども、その民営化についてはやっぱり公募ということでやるわけですか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 民営化については、那須地区広域行政事務組合ということで、那須地域の管内、

大田原、那須町も含めて区域としているということで、公募というものを予定しているというところで、既に説明会、事前にどの程度、募集があるかどうかというのも含めた中での説明会を実施したところ、3つの団体がその説明会には参加していたということはお伺いしております。

〔「了解です」と言う人あり〕

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この議案は本来は条文を変えることについての議案なので、この民営化することがいいかどうかという話は、本当はちょっとここにそぐわないのかなと思うんですけども、ちょっと話がかなり進んできたので、もし答えられればなんですけれども、部長のおっしゃるようにサービスは劣化させることなく民営化することによって経費がお安くなるということなんですけれども、その辺ぎっくばらんにどんなふうに見ているのかだけちょっと聞かせてもらえれば。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 ちょっと手持ちには持っていませんが、民営化する場合として管理の場合ということで、その財政負担に関するシミュレート、そういうことをしっかりした上で、要は民営化が得策だという判断を下したというふうに聞いています。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 同じくらいの内容です。

民営化してもそのサービスを低下することなくということの検証というのは、どんな形でやるというのは出ていますか。まだそこまで行っていないのか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 実は、このこども発達支援センターなすの園、これについては福祉サイドの施設ということで広域のほうでも幾つか部会が分

かれていまして、この内容的なところ、民営化するにしても、以前、指定管理をやったときに基づいて広域行政事務組合の福祉部会、これはそれぞれ市町の福祉担当課、こういうところが構成しているところで、検証等を含めながら今回民営化というところも決めてきたというような経過があります。ですから、ちょっと細かい点については申しわけありません、どのような検証をするのかというところまではちょっと私どもで把握していません。

〔「結構です」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第87号 那須地区広域行政事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第71号の説明、質疑、討 議、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部からの議案の説明をお願いいたします。
課長。

○小泉企画政策課長 （議案第71号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 これは構成員は何名で、回はどれくらいを予定していますか。

○齊藤委員長 4ページのでよろしいですか。

一応、言ってください、すみません。

○鈴木委員 4ページの、そうです。アートを活かしたまちづくり21001事業のところですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 検討委員会の構成員ということなのですが、現時点では10名を予定しております。会議の回数としましては、3回程度ということで予定をしているところでございます。

○齊藤委員長 よろしいですか。

では、小島委員。

○小島委員 このアートを活かしたまちづくりということで、関連で質問させていただきましても、この事業の対象地域みたいなのところはどこを想定しているのか。それともう一つは、どんな芸術を、アートと言ってもいろいろあるわ

けですね。古い絵もあれば現代風の絵もあるわけ
でございます、そこら辺のどういう絵をもとに
してアートを生かしたまちづくりを想定している
のかお伺いたします。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 まず、対象地域なのですけれ
ども、当初、今回4年間の計画づくりということ
で、期間的にも全所対象ということではうまくい
かないということで、まず手始めに黒磯駅から板
室温泉までの板室街道沿いというところを対象地
域と考えております。これについては、以前に黒
磯駅前のまちづくり懇談会という、地域の方が集
まって意見なんかをまとめた懇談会がありまして、
そちらの提言として黒磯駅前の活性化という中で、
板室街道沿いをアートを生かした活性化ができな
いかというような提言を受けていますので、まず
はこちらのほうから取り組んでいきたいというこ
とで考えております。

また、どんな芸術かということなのですけれ
ども、アートということで、一概に言ってもいろ
んなものがありまして、美術品であったり彫刻で
あったり、あるいは近代アートと言われるものも
あります。このようなものについては、アートと
いう形のものでどのような提言をしていくかとい
うのもあるのですけれども、検討委員会の中でま
ず黒磯駅から板室温泉に向けての間に活用できる
ものは何があるかということも含めた中で、ち
よっと検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○齊藤委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○玉野委員 同じです。

3回目終了後の委員会の報告ということになる
のでしょうか、そしてその時期というのはいつに
なりますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 今から3回ということで、ま
ず予算のほう、補正予算のほうを議決をいただい
た暁には、10月の上旬には1回目を開いていろ
ろ意見、こういうものを含めた中でまずは骨子案
をつくっていききたいということで考えていまして、
最終的には3月の議会で報告案件ということで、
先々月でしたかの議会運営委員会のほうから報告
案件としてご意見のほうをいただきましたので、
3月の議会で間に合うような形でまとめていき
たいということで考えております。

以上でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは骨格づくりということなんです
けれども、これがスタートすると骨子案になるん
ですけれども、その後どのぐらいの事業をやろ
うということを踏まえての検討委員会なのかとい
うことと、そのどのぐらいの費用が後にあるのか
はここでは大丈夫ですかね。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 どのぐらいの事業展開を考えてい
るかというお話なんですけれども、要はこのアー
トを活かしたまちづくりに関しましては、第2次
総合計画の重点プロジェクトの中の魅力創出プロ
ジェクトの重点事業として位置づけがされていま
す。したがって、前期基本計画の期間、こと
し入れないで4年間ありますけれども、その4年
間の中では、先ほど課長が説明したとおり黒磯
前から板室温泉にかけてのところのアートを生か
したまちづくりという部分での、要は事業展開と
いいますか、それをしっかりしていくと。その後、
後期の5年間がまたあるわけですから、後期の5
年間は何をするかということで、この戦略を1回
中間で見直しをして、また後期の5年間に備えて

いくというような、そんな2段階の事業展開になるのかなというふうに思っています。

○委員 どれくらいかかるかということは、余り今ではまだ白紙……

○藤田企画部長 仮の話に関してはこれからです。ただ、事業的にはその10年というところをにらんで、前期の5年では黒磯駅から板室にかけての一つの軸を整理していきましょと。後期の5年では、市全体のネットワークというものをつくっていきましょと、そういう分け方で事業展開をやっていければと思っています。

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほかに。

副委員長。

○吉成副委員長 では、同じくアートを活かしたまちづくりについてなんですが、今、部長の説明にあったように、第2次総合計画の基本計画7、未来を拓く心と体を育むにはの中の6の①ということで入っていますよね。これは芸術文化活動を充実させるということで、ここでの名称としては「アートを活用したまちづくり」となっているんですよ。今回「アートを活かしたまちづくり」、意味合いは同じなんですけれども、ただ我々はどうしても総合計画ありきで、そこから全ての計画というのは当然おりてくるわけですよ。それを考えると、「活用した」というふうにしなかった理由をまず聞かせてもらっていいですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 活用という言葉ですと、特に今回アートを活かしたまちづくり、先ほどなぜ黒磯駅から板室温泉というところかというところで、地域の方々の意見の中で地域に点在しているアートを、ちょっと名前を出しちゃうとあれなんですけれども、大黒屋さんの倉庫美術館であったり、

途中の青木地区あたりには松原賢さんがアトリエを構えていたりとか、そういうものもあるというところ、こういうものを何とか生かせないかということでの意見があったというところで、また駅前の図書館、交流センターにはギャラリーもちょっと施設としてつくるというところで、うまくそのアートというものを市民の中に浸透させていけないかということだったのですが、その「活用」という言葉を使わなかったものについては、そういう民間の施設、民間の方、そういう芸術家の方などがいる中で「活用」というと何かいかにも「使われている」となるような感じがあり、そういうちょっとイメージ的なものもありまして、ちょっと「活かした」というようなことで、ちょっと中身は同じなのかもしれないですけども、そのような表現にさせていただいたものでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 了解しました。

それで、本来これは企画は当然立ち上げの部分では皆さんが担当なんだろうが、今後については当然これは教育委員会、生涯学習のほうに移っていくと思うんですね。それは、いつバトンタッチしますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 副委員長さんのおっしゃっているような形、文化的なところというと教育委員会ということになるわけなんです、この委員会を進めるに当たっては庁内でもワーキングということで、いきなり検討委員会に意見を求めてもまとまらないというところもありますので、まずたたき台をつくったり意見を集約して計画づくりをやっていくという中では、ワーキンググループをつくっていきたくて考えています。その中で特に

教育委員会、この後、文化ということになってきますので文化の担当、それから駅前の図書館というのがありますので図書館の担当であったり、あとは博物館、こちらのほうにも美術品、彫刻等も収蔵しておりますのでそれもうまく活用していきたい、利用していきたいというのがありますので、そういう博物館の担当も入れた中でのワーキングということで、主力は教育委員会ということになるのですが、まず立ち上げを企画のほうでやって、うまく計画づくりをした段階で事業実施はそういう教育委員会という形になっていくと思いますので、タイミング的にいつの時点というところは、これからうまく引き継げる時期ということではちょっと申し上げたいと思います。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 そうすると今の課長のお話からすると、完全計画が立ち上がりました。できました。実際に、ではどこがそれに携わって動いていくか。その段階で初めて教育委員会、多分生涯学習課になるんだと思うんですが、そちらにお渡しをして専門的にやってもらうという理解でいいわけですね。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 そのような考え方で進めさせていただきますと思っています。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 では、了解しました。

歳入の1ページ、先ほど1点だけ歳入ということで、14款2項1目、そのうち国庫補助金の中の地方創生推進交付金、ツール・ド・とちぎへの交付金ということで決定が見て、那須塩原市には27万2,000円が入ってきたという話で、これはスポーツ振興課のほうに入っていくというお話だったんですが、予想はどのぐらい入っているのですか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 この地方創生推進交付金、この中で先ほど言いましたツール・ド・とちぎの関係、これについては全市町同じ額、27万2,000円、この後決算のほうでもありますけれども、実は28年度も交付金を発表しているものがございます、それと同じように全市町が足並みをそろえた中でこの県がまとめて申請ということで、金額的には全部同じということです。

〔「了解です」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほか質疑ございませんか。

森本委員。

○森本委員 戻るかと思うので申しわけないですけれども、4ページのアートを活かしたまちづくりのところなんですけれども、アートを活かしたまちづくりというと、例えば博物館とかそういう見せるという意味での観光資源としての生かし方という考え方と、あとこの那須塩原市の中から芸術家をどんどん産出していく、芸術家を育てていくんだという生かし方とあると思うんですけれども、この事業としてはどちらのほう、両方なのかそれともどちらかに重心があるのかというのを1回お聞かせいただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 ただいま森本委員さんのほうからどちらの方向でということなんですけれども、実際に市民については、市民が芸術・文化に触れ合う機会を深めた中で、その中からできる方なんかは芸術分野も趣味として生かしていただきたいという部分もまず一つと、それから一般質問なんかでもありましたように、民間の美術館であったりギャラリーであったり、そういうところがあります。こういうものの情報の発信というものもやはりやって、外から人に来ていただくというところを考えているものです。

あとはこの那須地域のほうでは、有名無名にかかわらず芸術家の方、こういう方が結構いるわけなんです。そういう方なんか少しやはり参加していただいて、できればその発表する機会であったり、交流センターとかこういうところを使ってもらって少し個人でつくった美術品、芸術品というものを展示していただくようなことで利用していただいたりということ考えています。

実際に、那須町、那須塩原市あたりでも芸術者協会という形のものをつくって、何人か同じような同士というんですか、そういう方をつくって、民間の施設やギャラリーを使って展示即売をやったり、発表だったりということをやっていますので、そういうところなんかも市のほうでもかかわっていければということの考え方で、ちょっといろいろな方向性は考えているところでございます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると両方、どちらも考えているということでよろしい、そうすると他市からも例えば芸術家を呼び込んできて、その人たちと市の人たちとの交流とか、それで広げていくと、そういう部分も入っているという考えでよろしいですか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 そういうところも含めて計画のほうをまとめていければということで、ちょっとこれは質問とはまた違ってしまいかもしれないんですけども、委託料の中で今回、やはりアートということで専門的な部分があるというところで委託料のほうも若干とってある中で、実際には委員会をまとめる立場の方、こういう方が今予定している方としましては、文化経済研究会という会を主宰している谷口さんという方、こういう方をちょっと予定はしていると。この方については、石垣市あたりの観光アドバイザーなども兼ねてい

るということで、そういう観光の面でもちょっとご意見がいただけるかなという形がまず1人と、もう一つがアートということで、美術関係のところでは専門誌というものを発行している、美術手帖という専門誌を発行している株式会社美術出版社のこちらの編集長さんも委員としてアドバイザー、委託というような形で参加していただいて、ただこのあたりのいろいろ文化とかにちょっと長けている方だけではなくて、そういう専門的な方にも入っていただいてアドバイスをもらおうかと、こういうことで考えているところであります。

以上でございます。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 実のところ、今森本さんが質問した同じようなことで、アートを生かして何を目的としてこのまちづくりをするのかと、要は目的がしっかりとしないと、行くその先が見えてこないということなので、1つには観光とかそういうものも大きくあるのかなと思っているわけですので、そういう面での、そういう人まで入れてやっているんだと思うんですけども、そこら辺のスタンスみたいところをちょっともう一度確認したかったということだけです。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 ちょっと具体的なメンバーというところになってしまうと、まず予算が通ってからのということになってしまうのですが、今の想定している方ということ、考えているところで、きょう予算を通るために考えているところとしましては、アートを活用できるようなアドバイザーということで専門的な知識がある方というほかに、やはりまちづくりに生かしていくということで、黒磯駅前の活性化委員会であったり、青木地区の活性化協議会というんですか、農業委員会の実行委員会をやっている方であったり、板室温泉の観

光として、ちょっと若手のほうで活躍している方であったりというところ、それから金融機関というところで足利銀行、栃木銀行、こういうところでもやはり事業化するときに支援ができないかというところを含めた中で、ちょっと委員になっていただくかというところを考えているところでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほかございませんでしょうか。

田村委員。

○田村委員 これも関連して、アートを活かしたまちづくりの件で、先週の一般質問でも金子議員が質問されていたんですけども、奈良美智さんの美術館、これが青木の道の駅にできる予定だとは思いますが、市長の答弁で「余り行政としてかわりを持っていない」というようなお話をされていた気がするんですけども、奈良美智さんは、仮にその美術館がオープンすれば、いわゆる集客力だったり知名度だったりすれば、将来的には物すごいインパクトというか観光の目玉になるくらいの施設になるかと思うんですけども、その辺も視野に入れた戦略を練られてはいるんでしょうか。お伺いします。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

部長。

○藤田企画部長 奈良美智先生のお話に関しては、多分副市長のほうから最終的なお答えがあったんだと思うんですけども、今、田村委員がおっしゃったとおりのようなお答えだったと思います。ちょっと何か含んでいるようなお答えをさせていただいたと思うんですけども、ちょっとここは総務企画委員会なので、我々としても正しい情報をちょっとお伝えしたいと思いますが、実は奈良先生に関しては、当然のことながら今の青木の位

置に博物館を建設しているのは、我々は要は開発許可が出てきますから、申請が出てきますから当然知っていることなんですけれども、いろいろな問題がありまして、要は奈良先生本人から、これは我々が外に出てしかるべきときに発信するので、市から情報を発信することはちょっと差し控えてくれないかというところのお話を直接もらっていたという経過があったものですから、ちょっと含んだようなお話をさせていただいたということですので。

個人的なところがあるので余り細かいことは言わないのんですけども、先生自身が、熱狂的なファンによって、要は暴力的な行為をされたりとかといったような経過が以前において多発していたというところもあるので、どこに住んでいるか、どこにものを建てているのかという情報に関しては、今のところでは一切シャットアウトにしたいんだというところの旨で申し入れがあったということでございます。

したがって、このメンバーだけの話ということの中で、ちょっとそこのところをご承知おきいただければと思います。

我々もちょっと本当にあれだけのものできて本当に実際オープンすれば、相当の人が来るということは容易に予想されることなので、それをまちづくりの種に使わない手はないとは思っているのですが、本人からのそういう強い申し入れがあるということで、もうしばらく、我々としてもその部分に関してはシャットアウトというか口をつぐんでおかざるを得ないという状況であるということでご認識いただければと思います。

〔「アンタタッチャブルですか」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようなので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討議、

討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小泉企画政策課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 大変説明をいただきましたが、ここで10分間休憩いたしたいと思います。

休憩の後、会議を再開いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいま説明がございました。皆様のほうから質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 70ページの1項8目の10事業のライセンス契約をしていたということですが、すみません、どんなことを、情報を引っ張り出してきたのか、その辺のあたり、ご説明いただきたいと思います。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 このiJAMPというのは、先ほどちょっとお話ししましたように、時事通信社という会社のほうで使っている情報のシステムということで、これは、いろんなニュースであったり、国の情報であったり、県の情報であったり、各市町村の情報であったりというものがニュースと同じような形で情報の提供がされるというもので、全部で二十何件数使わせていただいているものになっています。

○鈴木委員 ちょっと、どういう内容を、どんなことに利用されてきたのか。

○齊藤委員長 続けてどうぞ。

○小泉企画政策課長 内容としましては、国からの
いろんな情報であったりということで、先ほども
ちょっとお話ししたんですけれども、職員としては、
部長、課長級の幹部職員というようなところで、
20名ほどがこのライセンス契約のほうをさせてい
ただいている中で、例えば、ほかの町、ほかの県、
こういうところと同じような状況でやっているよ
うなところとか、参考の資料になったりというも
のを引っ張り出すために、情報のほうを、提供の
ほうをいただいているものでございます。ですこ
ら、新たに、新規情報で、どこの町でこんなもの
をやりましたよというものは、ニュースになれば、
そこで情報が出てくるというものの情報を把握し
たいということで使わせていただいております。

以上でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、これは、私のほうで了解しまし
た。

次ですけれども、その下の30事業で、下から4
行目に、委託料の那須地域定住自立圏RESAS
研修会業務と書いてあるんですが、RESASの
研修会業務という言葉で終わっていたので、じゃ、
これってどういうことなのかなというのを、内容
をちょっと具体的にご説明いただけますか。

○齊藤委員長 答弁求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 こちらのほうに書いてありま
すようなRESAS、これは、リーサスというこ
とで通称呼んでいるものなんですけれども、これ
については、産業であったり、農業であったり、
こういうようなデータのほう、国のほうで経済産
業省でしたか、のほうでデータをまとめたもの、
これを引っ張り出して、地域の経済を分析してい
くシステムというものになっております。

こういうものを活用して、企画立案につなげて

いっていただきたいというような国の政策があり
まして、それを職員のほうでもうまく使うために
研修会が必要だということで、那須地域の定住自
立圏として、大田原市、那須町、那珂川町の職員
も含めた中での研修会を実施したと、最初の委託
料ということになっております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは了解しました。

あと、72ページの、ちょっとどういうふうに関
いたらいいのかわからないんですけれども、72ペ
ージの一番下の公共施設等総合管理計画策定事業
の10事業、これ、3年間の契約で、何か8,000万
だったかのご説明だったと思うんですけれども、
これって、去年企画のほうで出してきた、43、毎
年これからかかるんですよという内容に使ったお
金ということでよろしいんですね。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 鈴木委員さんのほうから今ほ
どありましたように、去年3月に公共施設等総合
管理計画ということで、この後30年間、これだけ
財政的に足りなくなっちゃいますよというような
大きな話で、そういう計画の中で、25%施設の操
業を削減したりというものをつくった計画がある
わけなんです、その計画を策定するために要し
た費用の一部がその計画の策定ということになっ
ていまして、全体的に8,000万ほど3年間でかか
っているわけなんです、その中で一番大きいも
のが、5,100万かかっているものは固定資産台帳
データの整備業務ということで、実際には、財政
課のほうで、今度、公会計システムをやるに当た
っては、今までの行政でやっていた財産管理、台
帳とかで管理していたあのものじゃなくて、民間
でやっているような財産管理というものもちよっ
と考えてやっていかなくちやいけないようなシス

テムに変わってくるというところで、今までの固定資産台帳のデータを含めた中で、データを整備していったというところで、有形固定資産であったり、無形固定資産であったりとか、台帳整備だったりとかいうものが5,000万ほど、この8,000万のうちにかかっています。

そのほかに、G I Lシステムの構築であったりとか、あとは公会計管理台帳システムであったりとか、あとは公共マネジメントシステムというようなもの、これからは、公共施設等総合管理計画をつくったものをもとに、この公共施設マネジメントシステムをもとに管理していきましょうということで、この前、一般質問で中里議員のほうからの質疑にもお答えしているんですが、そのシステムの構築というものがあまして、実際に総合管理計画の策定業務、あの冊子をつくる、まとめるのにかかった費用としまして、あの冊子のほかに、その前に公共施設白書というものも含めた中で、策定した表としては1,500万というところになっています。

ですから、全体的にいろんな内容が入っていても、8,000万というのは3カ年でかかっているというところになります。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、ちょっと、多分どこかで説明を受けていたんだと思うんですけども、そういう金額だったということですね、やはり、了解しました。

これは、今年度で終わりではなくて、これは、来年度以降もこういった内容が続いていく事業なんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 29年度以降で、28年度は、この公共施設等総合管理計画、策定業務委託という形で、大きなくくりで、先ほど言った、システム

等も含めた中での導入もあって8,000万かかったというところで、29年度以降については、先ほど言った公共施設マネジメントシステム、こちらのほうのメンテナンス等、こういうものが若干かかってくるということで、新たに委託料のほうでシステムの更新であったり、そういうところでの費用がかかってくるというものになっています。

○齊藤委員長 そのほか、質疑はございませんか。
田村委員。

○田村委員 71ページのまちづくり事業推進費のところで、ふるさと納税のサイト、さとふるに2,900万ぐらいというお話があったかと思うんですけども、当然、そういったネットで集客というか、委託してこれだけ寄附がふえているのは、それはそれでいいことだと思うんですけども、2,900万というのは、結構、手数料ですね、いわば、高いなというイメージがしたんですけども、そもそもこれを導入するときに、こういったサイトって幾つかあって、ただ、さとふるって二番手ぐらいで、ふるさとチョイスとか、あっちのほうが大手かなとは思いますが、この課金のシステムというか、もしくは成功報酬的なものであれば、例えば、これ、2つとも選択するなんていうのは可能なんですか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 なぜ、さとふるのほう、まず初めに、委託業者として選択したかといいますと、フルパッケージというんですか、寄附の受け入れ、納税サイトのホームページ等で、納税サイトの運営から寄附の受け入れ、それから返礼品の発送、こういう事務を一括して委託でやってもらえると、職員のほうに負担が余りかからないでできるというものがさとふると。

ふるさとチョイスの場合ですと、ホームページ

のほうではやってもらえるんですけども、返礼品の調達、発送というのはうちの職員がやらなくてはならないというところで、またそこで手間がかかってしまうということで、それと、あとは費用的なところ、成功報酬ではないんですけども、さとふるの場合ですと、1件当たり、寄附の金額に対して、このホームページなどの運営委託というのが12%というところで、一番、ほかと比べても安かったと。その後出てきたのが、楽天というところも出てきているんですが、楽天については、13%から14%というところもありまして、一番初めにフルパッケージできるもの、職員の負担がかからないで委託で対応できるものとしてはどこだろうということ、さとふるという、ここに決めさせていただいたというところがございます。

じゃ、もう一つ……

○齊藤委員長 どうぞ。

○小泉企画政策課長 並行してできないかというところで、並行してできないかというので、まずはさとふるのほう1社で始まったわけなんですけれども、やはり目に触れる機会が多いほうが、それだけ寄附も受けられるのではないかというところもありまして、現在、ちょっと別な業者のほうと、これは楽天なんですけれども、楽天的ほうが先ほど言ったように14%、やはりこれもフルパッケージでできるというところで、ちょっと、今、楽天的のほうとは調整中というところで、これ、並行することは可能なんです、経費がやはりかからないほう、負担がかからないところというところでの探し方でちょっと探しているものですから、まだ、さとふるとチョイスのほうにはちょっとかかっていかなかったというのが実情でございます。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 関連でちょっとお伺いしたいんですけども、委託料に地域活性化アドバイザー業務

というのがあると思うんですけども、この業務はどんな形でやっているのかお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 地域活性化アドバイザー業務につきましては、実はこれ、平成25年度から事業のほう、特別交付税というものがございまして、平成25年度から、このアドバイザー招聘事業というもの、こちらのほうに手を挙げて、市の計画であったり、事業推進に当たってのアドバイスをいただくというところをいただいているものでございます。

委員としましては、このアドバイザー委員の業務の委託先としましては、NPO法人の地域から国を変える会というところで、これは、朝比奈一郎さんという方、元経済産業省に勤めていた方、この方のNPOの団体のほうに委託ということでやっております。

28年度の実績としましては、先ほどちょっとお話をしましたように、総合計画をつくるに当たっての何か目玉になるような事業であるとか、あるいは幾つかの交付金をいただくに当たっての申請書類の提出に当たって、国にいた関係もありますので、作成するのについてちょっとアドバイスをいただいたりとか、そういった、昨年度から企業版さとふるさと納税というものもありまして、これについては、市のほうでもなかなか民間企業のほうに寄附してくださいというところ、どこに当たたらいいんだろうというのがわからない中で、ちょっとそういう企業版さとふるさと納税に意欲があるような会社を紹介していただいて、ちょっと打ち合わせをやって、事業化に向けてというような形での紹介をやっていただいたり、事業をやっていたりという業務をやっているところがございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

高久委員。

○高久委員 27ページです。

県支出金、総務費補助金、この中で、マイナンバーです。15番、システム整備補助金というところで、2,771万出ています。基幹系システム管理費に充当ということで、充当、2つになっていますが、これは、国のほうのシステムそのものがなくて、市のほうに来たけれども、国のほうでつけ足してもらっただけけれども、つくりが悪くて、結果的には市のほうが3分の1負担をするというような仕組みがあったというふうに私は記憶しているんですが、そういう支払いということで。

これ、やっぱり、国のほうから3分の2しか来ないんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

○佐藤企画政策課主査（係長級） 行政経営係、佐藤と申します。よろしくお願ひします。

先ほど、高久委員のほうから話があった部分というのは、恐らく、ちょっと理由は違うんですけども、税情報に関して言いますと、マイナンバーの改修費用の補助率66.2%というようなことです。これは、別に、国のほうのふぐあいというわけではなくて、そもそもの税システムを改修する際の補助率、これが100%ではないということでもあります。ですので、住基に関するものでありますとか、そういったものは全て100%来ておりますし、そもそも、制度が始まる以前から、改修に要するものの税情報に関しては、3分の2までの補助率ということで示されておりますので、何かふぐあいがあって、市のほうが3分の1持ち出しているというわけではございません。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか、質疑ございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 先ほども出ましたけれども、70ページのRESASの件なんですけれども、地域経済分析システムということですが、これは、国のほうからビッグデータとして出されて、それを地方で使うことによって、その中から発想として施策が生まれればという、たしか内容だったという記憶をしているんですけども、実際にこれを今回、那須地区定住自立圏の中でということで行われたということで、ちょっと聞き逃しちゃって申しわけなかったんですが、これ、何回ほどの研修をやられるんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 那須地域のほうでやったのは1回、これは、3月17日ということで、年度末にはなくなってしまったんですが、1回実施しています。

やはり、単独で、なかなかこの町でもこういう研修費用がないということで、それであるならば、大田原市、那珂川町、那須町さんも含んだ中で、1回でちょっと集まった中で。その研修も、ただ講義として聞くのではなくて、グループ単位に分かれてテーマを決めた中で、システムをもとにいろんなデータを引っ張ってきて、それぞれのグループで計画づくりというんですか、そういうものをちょっとやってもらったというのが、研修としてやった実績です。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 これは、県が主導でもやっていると思うんです。トコトコ大田原あたりでも、2回ぐらい開催されていると思うんですが、あいつたものというのは、県が主導ということで、各市町は、申し込みさえすれば出席が可能なんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○小泉企画政策課長 県が主導で、トコトコ大田原

でやったものも、去年やったのは2回ぐらいやっていると思うんですが、対象は民間の事業対象だったりとか、そういうところで、基本的にやっぱり行政については自分たちで何とか考えなさいというようなスタンスなのかなというところがありまして、市のほうでも、先ほど言ったように、それぞれの町でばらばらにやるんじゃなくて、じゃ、一遍に集まって、それぞれ情報交換しながら研修としてやっていこうという形で、定住自立圏の事業としてちょっと取り組んだところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 これは、あれですか、その中から生まれそうですか、新たな施策という事態が。どうでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○小泉企画政策課長 なかなか、政策的に何か出てくるかというところ、そこまではまだ進んでいないかなというところではあるんですが、まずはそういうシステムがあって、使えるかどうかというところを、それぞれ、いろんな各セクションの人に集まってもらって、機会として実施したのが実情というところでございます。

○藤田企画部長 ちょっと、私のほうからも1点だけ、すみません。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 RESASそのものは、先ほど課長からもありましたけれども、地方創生といったところの施策というものを、こういうものを使って立案していただきたいというような趣旨で構築されたデータベースです。

やはり、齊藤委員長さんの質問であったような、住みよさランキング、あれは、数が限られたデータをランキングしていますけれども、このRESASは、それが無限にあるということです。

なので、例えば、うちの農地面積がどのくらい

あるんだいということを見ると、1人当たりこのくらいですと。じゃ、それが全国レベルでどのくらいなんですか、県内でどれくらいなんですかというところが一目で出てくるデータなものですから、これを活用することによって他市との比較の中で強み、弱みなんかを見つけたりしながら、独自の施策というものにつなげていければというようなデータなんで、こういうものを使いながら、我々も地方創生のまた一策というものを生み出していければというふうに思っています。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 75ページの2款1項8目の栃木の南都・北都宣言ですね。その地方創生地域間連携事業の委託料で、新幹線を軸とした定住促進広域連携プロモーションを委託していますけれども……

○齊藤委員長 すみません、これ次の款だ、間違っているんだ、これ。

○小島委員 ごめんなさい。その上だね。野岩鉄道だけだね。

○齊藤委員長 言いたそうですけれども、次の款です。課長も言いたそうですけれども。すみません。からなので、お待ちください。

○小島委員 一つ一つ、野岩鉄道の件だけ、じゃ。

○齊藤委員長 野岩鉄道のところ。

○小島委員 野岩鉄道のほうから塩原にどのぐらいの人が来たかというデータがありましたら、ちょっと教えてもらえればと。

○齊藤委員長 これ、前回の質疑では、1万5,000から1万6,000と出ていますね。

○小島委員 そうですか。じゃ、申しわけないです。じゃ、結構です。

○齊藤委員長 すみません。私、答えてしまいました。合っていないですか。

〔「合っています」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、いいですよ。

じゃ、そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 大丈夫ですかね。

ないようですので、質疑を終了したいと思います
ますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はござ
いますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようなので、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり
認定すべきものと決しました。

◇

◎その他

○齊藤委員長 企画政策課の所管の審査事項は以上
となります。その他として、委員の皆様から何か
ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (公共施設管理計画について)

○齊藤委員長 そのほか、委員の皆さん、ございま
すか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、執行部のほうから何かご
ざいますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で企画政策
課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といた
します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時40分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会
を再開いたします。

◇

◎シティプロモーション課の審査

○齊藤委員長 ただいまから、シティプロモーション
課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常
任委員会(第一分科会)に切りかえます。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討 議、討論、採決

○齊藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市
一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いいたします。

栗野課長。

○栗野シティプロモーション課長（議案第71号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

小島委員。

○小島委員 このまちづくり大使というのは何名で、どのような方々に依頼しているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○齊藤委員長 栗野課長。

○栗野シティプロモーション課長 現在のところ、8名ほど予定をしたいと考えておりまして、芸能界の方、あるいはスポーツ界の方、あるいは文化界の方ということで予定しておりまして、今のところ8名ということで候補は挙がっておるんですが、まだ具体的にアプローチしているところなものですから、しかるべき時期にお知らせしたいと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないので、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討議、 討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

栗野課長。

○栗野シティプロモーション課長（認定第1号について説明）

○齊藤委員長 説明がございましたが、3時になりましたので、ここで一旦10分間の休憩をとりたいと思います。10分後に委員会を再開いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時13分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑がある方いらっしゃいますか。

君島委員。

○君島委員 すみません、最初に、73ページの定住促進事業の中の新幹線補助金、定期の補助金というところお聞きしたいんですが、これ端数が出るというのは、何で端数出るんでしょう。

交付要綱では日数で計算したときにも、100円未満は切り捨てるとうたってあるんで、それ以下の端数が出るちょっと理由がちよっとわからないんですが。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○栗野シティプロモーション課長 ちょっと今、ちょっと確認させていただいて、お返しをさせていただきます。申しわけございません。

○君島委員 それと、じゃ、次にいきます。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 次、75ページの地方創生地域間連携事業、これにつきまして、全体の事業費が1,500万余なんですけれども、小山市から748万4,400円入ってきて、国庫補助が374万2,200円入ってくると、単純にこの事業費だけを計算すると那須塩原市の負担が384万3,488円となってくるんで、88円でも、400円になるのかな、384万余の金額にしかならないんですけれども、これは持ち出しというのは2分の1、単純に考えれば同額の持ち出しじゃないなと思うんですが、その差額分についてはどういうふうになっているのか、ちょっとご説明お願いします。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 こちら75ページ

の部分を見ていただきたいと思います、地方創生地域間連携事業ということになっておりますが、その中の委託料1,496万8,800円、こちらが地方創生推進交付金の該当部分でございまして、そちらについては今まさに委員がおっしゃったとおり、半分が、全く半分にしまして、748万4,400円が各市町の持ち出しになります。そのうちの半分が374万2,200円、こちらが国庫のほうから出ているということでございまして、それ以外に一番上、報償金の8,000円、それと下のバス代になるんですが、こちらが本市の持ち出しということになりますので、その部分が数値的にずれが出ているということだと思います。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 それはわかるんですけども、その辺は説明はわかるんですけども、ただ単純にすると、小山市からは今言われたとおり委託料の1,496万8,800円の2分の1をもらっていると、そうするとその2分の1が国庫補助で入っていると、そうすると那須塩原市は事業費のといえますか、委託料の4分の1の負担でいいという考え方なんですか。

○栗野シティプロモーション課長 そういうことになると思います。今、委員おっしゃったとおりの考え方で。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 私、単純に考えたら、2市でやっている、ですから当然かかった費用は2分の1ずつ持つ。当然、全体から国庫補助があれば、国庫補助を引いた2分の1ずつが小山市とうちのほうの負担部分であって、それが一応2市でやっているという意味合いなのかなと思って。出た差額分は勝手に推測したのは、本市のほうで職員を使っていると、事業実施には委託ばかりではないんですけども、小山市はかけていないと、残りの分は人

件費なんですよという解釈なのかなと思っていたものですから。

そうすると、小山市とはそういう契約、うちのほうは負担は4分の1ですよという契約になっているということでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○栗野シティプロモーション課長 委員が今、ご指摘いただいたような考え方で進めさせていただいています。

○君島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。
小島委員。

○小島委員 今のところで、委託料で新幹線費用を軸とした定住促進広域連携プロモーション事業をやっているわけでございますけれども、どのようところに委託して、具体的にどんな事業をやっているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○栗野シティプロモーション課長 委託先でございますが、株式会社あしぎん総合研究所、28年度に委託させていただきました。

事業内容といたしましては、まずキャッチフレーズの策定ということでご提案いただいて決めてきたということで、キャッチフレーズといたしまして、「はじめまして。とちぎのツートップ。南都・小山&北都・那須塩原があなたの夢、叶えます。」というようなキャッチフレーズになりますが、その策定をいたしました。それと「南都」・「北都」移住・定住促進宣言セレモニー等を事業としてやりました。こちらは小山市立の文化センター小ホールでございます。

パンフレット、以前にお示しさせていただきました

ですが、「はじめまして。」というこちら、こちらを作成しました。東京等を中心としたところで配布ということでございます。それと、東京圏の主要駅に、こちら東京駅と新宿駅になりますが、そちら赴きましてのPR活動を実施しました。

それと大きいところ、最後になりますが、とちぎの「南都」・「北都」移住・定住促進戦略ということで、今後、継続的に小山市と連携してまいり、その基本となる戦略を策定したというところで、事業としてはそのようなところでございます。
以上でございます。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 続けて申しわけございませんけれども、73ページのふるさと応援隊名刺ということで、一番下、下から3行目。

本会議のほうで51名だか2名ですか、というようなことをお聞きしたところですが、どんな方にこのふるさと応援隊を頼んでいるのか。それとこの名刺というのは、どんな使い方しているのか、ちょっとわかればお願いできればと思います。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○栗野シティプロモーション課長 基本的には首都圏を中心に在住されている方で、本市の出身の方に委嘱しているところでございまして、現在のところ51名ということです。

最初の段階で一度にがっつり40人ぐらい集まるみたいなものですが、それ以降、随時、参加したいという意向をいただいた場合に参加いただいております。現在、つい最近1名加わりまして52名ということでございます。

申請書を出していただいて、それで参加いただくんですが、その方には広報を送るとともに、最初に名刺を配布いただいて、自分たちが仕事とか

あるいはふだんの生活の中で那須塩原市出身でこんなことをやっているんですよということで、PRいただくような名刺を作成して配っていただくということが主なお願いになります。

そのほか、交流事業といたしまして、我々のほうから情報を提供する機会あるいは市長とお話し合う機会を、1年は東京で、1年はこちらでということと交換的に交流会を実施しているというのが今のところの事業内容でございます。

以上でございます。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 73ページの今の関連ですけれども、単純に言うと、27年度は4,000万、昨年度は1,800万使って事業を図りましたが、この効果はどういう、本当は人が具体的に何名出てきたというのがわかりやすいんですけども、そうは言ってもそういうことをこれはなかなかはかりにくいんだと思うんですが、でも金額が金額なので、どういうところでこれが効果が出ているかというところの具体的なところがあれば教えていただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○粟野シティプロモーション課長 ご指摘のとおり数値的に把握するというのは難しいところがございます。現在ですけれども、今年度になってから移住してきていただいた、移住というか住民票を移動いただいた方のほうに直接アンケートをしております、窓口で。それで、理由とかあるいは那須塩原市に仕事なのか、あるいはやはり選択して来ていただいたのかということをはかる作業を始めまして、今後その結果をまとめていきたいというところがございます。

ただ、あとはこれも数値的にかっちりとしたこ

とで上がっていますということは言うのは難しいんですが、大体知名度というよりは、ホームページのアクセス数とかそういうところを見ていますと、興味を抱いていただいている方がふえているのかというような感触になりますが、は感じております。

○鈴木委員 はい、結構です。ありがとうございました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 では、74ページの今の続きになりますけれども、委託料ということで、それぞれさまざまな業務を委託しているわけですよね。どうしてもこの決算書からいくと、当初予算に対して途中補正組まれたものが載っていませんので、そこも調べればいだろうというかもしれませんけれども、当初であったもののほかに当然補正も組まれて、このような形で幾つかの業務が委託されているわけですが、当初に委託として予算化されたものは全て業務委託をして、そのほかに補正で組まれたものも入っているということでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○粟野シティプロモーション課長 基本的に当初予算で計上させていただき事業については、全て委託させていただいて進めさせていただきました。

それと1つ、一事業をここでいいますと74ページになりますが、魅力創出事業業務755万6,400円、こちらが9月補正で追加させていただきました。こちらにつきましては、地方創生加速化交付金を活用した事業でございまして、100分の100、事業に対して補助金が出るというような事業を取り組ませていただきました。

具体的には、本市のほうの市民を対象に、今後

ファンクラブ等を設置していくための準備あるいは、それと若い世代の方々を対象に、首都圏を中心になりますけれども、学生さんあるいは社会人の方も含めて若い世代のほうにこちらに来ていただいて、モニターツアーあるいは交流会なんかを実施した事業といたしまして、この金額で事業を実施したというところで、これが年度途中で加わった事業でございます。

以上でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 この魅力創出事業についてはワークショップを開催したと、それから参加者が69名ほどいたというような形での、もう既にいただいているわけですが。

当初予算の中で、これもしつこくしていたら失礼に当たっちゃうんですが、新幹線、先ほど君島委員のほうから新幹線通勤補助の話が出ていましたけれども、そのPR用の懸垂幕なんかをつくるということで当初予算に計上されていたんですね。そういったものってありましたか、ちょっとどこかにあったか、よく記憶に私ないんですけども。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 今の新幹線定期補助の懸垂幕については、当初の予算では計上されていましたが、実際できなかったというところはなぜかと申しますと、ちょっとJRとの協議が不調になってしましまして、JRの駅舎に立てかけたいというふうなところで予定したものですから、その場所的ところで協議していく中で、ちょっと難しいよという話をされてしまったものですから、ほかの効果的な場所というところがなかなか見つからずに、この事業としては不用額というのを出してしまったというのが実態でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 これは当初では、予算としては10

万とかそういう単位だったんですか。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 ちょっと細かいところの数字までは私つかんでいないんですが、大きさからいうとそういう大きさの予算だと思っています。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 わかりました。

予算を審議する段階で見たときにはそういったものがあって、いかにもこの件に関しては力を入れているんだなという、当時、気がしていたものですから、ちょっと記憶にあったんです。実際にはやっぱりつくられていないということはいいわけですね。

○藤田企画部長 はい。

○吉成副委員長 わかりました。

それから、その下の地域おこし協力隊、現在、ことし新規2名ということでふえてきているわけですが、どこでも当然これは交付税措置がされているので、どんどんふやしているという実態があるわけです。

ただ、本市においては、これまで地域おこし協力隊2名体制から4名、6名とふえてきているわけですが、その実際に彼女、彼らが活動している活動報告等が我々受けた経緯がないんです。そういう部分というのは、シティプロのほうではどういうふうに捉えて、また活動内容としては、もうこれだけの実績として上がってきているというふうな、そういうものはあるんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○栗野シティプロモーション課長 現在、4名ほど本市で活動いただいております。そのうち2名につきましては、3年目、ちょうどこの9月をもって任期が切れるということでございます。

その中で、今総括ということで、やっぱり一応

レポートではないんですが、そういうものをまとめておまして、まとめてというか考えております。そういう状況でございます。今度、定住自立圏のエリアで4市町ございますけれども、そちら全て協力隊がいるものですから、そういう中でそういう実績を公表したりとかというような考えがございますので、機会があれば、ぜひご報告させていただくように考えていきたいと思っております。

実態といたしましては、その2名につきましては、1名はこちらで結婚まで至りまして、継続してこちらに定住するというところでございますし、もう1名もこちらで事業を起こして継続的に住みたいということでの意向で動いておりますので、こちらにつきましては、国のほうでもそれをサポートするような補助金もございますので、そのようなものを有効利用させていただいて、成功するよというところで今サポートしているところがございます。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

○吉成副委員長 はい。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 今の地域おこし協力隊の関連でちょっと教えていただけないかと思うんですけれども。

まず1つは、交付金の割合というのは、今1,051万出ていますけれども、どの程度交付金で手当ていただけるのかということが1つと。

それと、もう一つは、今度は地域おこし協力隊員をどういう部門で、どういうふうな人を目標に採用して、その後、終わったらどういうふうにして帰していくとかということ。特に今回、3年終わる人もいるわけです。そういう方々にどういう対応を必要としているのか、ちょっとそんなところがわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○栗野シティプロモーション課長 まず、予算の関係です。

こちらは制度自体が端的に言えば400万円を1人に対して交付税措置しますと、そのうち200万円は人件費として使ってくださいと言われておりますので、それを割り返しまして16万6,000円ということをやっているというのが1つです。

残りの200万がいわゆる生活支援です。住むところ、あるいは車の手当、燃料費、保険代、そういうのを充てて、そのほかにその協力隊の方が自分で事業を将来的にやってみたいというときに必要なものを、それも備品とかそういうふうなのはその段階ではまずいんですが、そういうものに200万円使っていいよということになっています。それはフルで来るということがございますので、最大になります。

それと、いわゆるこちらに定住をして、事業を起こすための事業費の準備として、最終年度に限って100万円をやめてから1年間までということになります。は措置しますといわれておりますので、そういうときには、例えばお店を借りて家賃を払いながら、期限が切れてもやるというような場合は、そちらの家賃とかあるいは備品とか、そういうものに利用されているということで、年間400万というのは確実にいただいているということと、最後の年に100万円ということがございます。

あともう一つ、どのような目的でということなんですが、もともとが地域おこし協力隊の根っこが地域を活性化する、いわゆる地域に入ってその一つのエリアの中でそこを元気にするというのもともと国の示したものでしたが、本市において

はその地域に入るというよりも分野へ頼んでまいりました。

今、いる今度卒業する2名は、1人は農業分野で頑張ってくださいと、1人は観光分野で頑張ってください。だが、こちらから余り示してしますと自由度が出てこないものですから、その中で地域でその業界でネットワークを一生懸命張っていただいて、それで自分が生きる道といいますか、を探してもらって、それが我々の目指す観光振興、農業振興に一致すれば、それはどういう形であっても、ぜひ残ってほしいというような形で、我々のほうで支援させていただいているということ。

1人につきましては、ゲストハウスをもう実際に開きたいということで残っていただけるという成果につながっておりますし、もう1人のほうもネットワーク作ってすんで、直接的には今までのようにはかかわれないんですが、チーズ、いわゆる乳製品のPRで頑張ってくれていますので、こちらを継続していきたいと。所帯も持ちましたので、継続してそういう活動をしていくということでやっただいていただいているところでございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございませんか。

〔「先ほどのいいかね」と言う人あり〕

○栗野シティプロモーション課長 じゃ、先ほどの件でよろしいでしょうか、委員長。

○齊藤委員長 はい。

○栗野シティプロモーション課長 最初の君島委員からいただいた質問なんですけど……

〔「新幹線」と言う人あり〕

○栗野シティプロモーション課長 はい。

1件、今ちょっと全ての申請、確認させていただきましたが、1件だけ端数の切り忘れ……

〔「2件」と言う人あり〕

○栗野シティプロモーション課長 2件か、2件、80円と32円で112円という端数が発生していたん

ですが、そこを調整しないでしてしまいました。

今後、気をつけていきたいと思います。申しわけございませんでした。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 その点に関しましては、私のほうからおわび申し上げます。不適切な事務だということで申しわけございませんでした。

○齊藤委員長 じゃ、ほかに質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようなので、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

シティプロモーション課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として委員の皆様から何かございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 (3世代同居補助金について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

田村委員。

○田村委員 (地域おこし協力隊について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

それでは、シティプロモーション課のほうからは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上でシティプロモーション課の審査を終了いたします。

最後に、企画部全体で委員の皆様から何かございますか。

〔「委員長、まだ秘書課のところ、あれ残っているんだけど」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ああ、そうか。失礼いたしました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

お疲れさまでした。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時42分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎秘書課の審査

○齊藤委員長 ただいまから秘書課の審査に入ります。

す。

秘書課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

◎議案第71号の説明、質疑、討議、討論、採決

○齊藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○磯秘書課長 まず初めに、秘書係の岩波係長がその後市長特別賞の贈呈で欠席しますことをおわび申し上げます。よろしくお願いたします。

○磯秘書課長 (議案第71号について説明)

秘書課につきましては、歳入が1点だけとなりまして、2ページの一番下、20款諸収入、4項4目雑入の総務費雑入でございます。自治総合センターコミュニティ助成金50万円の歳入の補正予算。

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑を許します。

○磯秘書課長 すみません。何か、版画展は7月でした。大変失礼しました。私、6月と申しましたが、申しわけございません。

○齊藤委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はござ

いますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようなので、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。



◎認定第1号の説明、質疑、討議、

討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○磯秘書課長 （認定第1号について説明）

簡単ですが、秘書課の業務についてのご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 58ページ、一般管理費の中で秘書事務推進費の中の広告料で、三島中学校の全国大会駅伝大会というような広告が入っているんですけども、市内ですと全国大会に参加するとか、そういう学校だったりとか個人なんていうのはもう少しいろいろあると思うんですけども、これ、広告に載せるのに基準というものはあるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○磯秘書課長 こちらにつきましては、新聞社でこういう全国大会に出た際に企業広告をとって、その際に、市のほうからも広告いかがですかというふうな案内が来るものとなっております、必ずしも全国大会に出場したもの全てについてそういった紙面をつくるわけではないということで、そういうお誘いがあったものについてオーケーするというふうなことで、こちらにつきましては、議会のほうも連名でお名前のほうを載せさせていただいて同じ金額をお支払いして広告としてというふうなことになります。

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございませんでしょうか。

ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 では、58ページの一番上の市長特別受賞者、これ6件、それでどういう分野だったのか、どういう人だったのかまで言えるところまで教えていただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○磯秘書課長 6件につきましては、具体的に申し上げたほうがいいのかと思いますので。

じゃ、スポーツ部門ですと、塩原の君島王羅さんという塩原中学校の2年生がスキーのウィスラ

一カップというもので、これ、国外の大会なんですけれども、そちらの大回転で優勝したというふうなものになります。あとは、団体なんですけれども、厚崎中学校のソフトボール部が昨年優勝しました。あとは、最近、新聞によく出ますけれども、将棋の阪本駿君という、文星芸大の附属中学校に行っているのなかなか那須塩原市というのが出てこないんですけれども、この子が西中出身だと思います。三島、すみません、失礼しました。三島ですね。あとは、車椅子テニスでパラリンピックのダブルスに出ました眞田卓さんですね。この方も那須塩原市出身ということです。あとは、書道、硬筆というふうなことで、西中の生徒とあともう1人、市役所の職員で市民協働推進課にいる市川佳奈さんが全国大会で優勝というふうなことで、その8件になっております。

ちなみに、きょう、今から市長特別賞をお渡しするのが西中の1年生の俵藤知憲君という生徒で、硬式野球ですね、ボーイズリーグ日本代表に選ばれてアメリカでの世界大会で優勝したメンバーに入ったということで、これから市長特別賞の表彰をする予定となっております。

いろいろな人材がいることがおわかりいただけるかと思います。

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ないようなので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

秘書課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、秘書課の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で秘書課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

じゃ、休憩しないで最後少し。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時05分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民協働推進課の審査

○齊藤委員長 ただいまから市民協働推進課の審査に入ります。

市民協働推進課の皆様、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討議、

討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○室井市民協働推進課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島委員 72ページの市民提案型協働のまちづくり支援事業、具体的なところが出ていますけれども、この事業というのは、どういう募集要項で、いづろ募集して、そして大体事業実施というのはどんな形になっているか具体的に教えていただけますでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 この事業につきましては、対象となる団体、こういったものにつきましては、市内にございます自治会、コミュニティー、それから市民団体ですとか企業、そうした中で、市内を主な活動の範囲として活動実績が1年以上あること、また、組織運営等に関する会則、規約等、そういったもの、きちんと定めがあるもの、組織としては5人以上、こういったものが対象となる団体でございます。

事業といたしましては、公益性の高いまちづくり活動ということで実施をする、される団体等でございます。スケジュール、28年度の事業についてのスケジュールといたしましては、まず、前年度に募集を行います。大体1月いっぱいぐらいに募集を行いまして、2月上旬ぐらいに予備審査がございまして、2月中旬に、公開になります。その中で、その結果を踏まえまして、最終的に3月上旬ぐらいに選考結果ということを行いまして、各団体のほうに通知をいたします。事業のほうは、4月1日から実施をできるような体制をとっているところでございます。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございませんか。

副委員長。

○吉成副委員長 素朴な疑問なんですけど、58ページの自治振興費、50事業の報酬ということで、行政連絡員217名の報酬が決算されているんですけども、自治会数としては215ですよ。2名多い理由を。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 ただいまのご質問ですが、ご指摘のとおり、自治会数としては215でございます。

ただ、28年度につきましては、年度途中で行政

連絡員さんの交代が2つの地区でございました。
そういった関係で、実人数として217名となっております。
おるところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 本来であれば、自治会から1人の
当然行政連絡員さんが、今は自治会長が兼ねてい
るというパターンになっていると思うんですが、
それを考えると、その自治会単位にこの報酬とい
うのは、個人に渡りますけれども、支払われる、
途中でかわったんで2人になってしまったという
ことではあるとは思いますが、どうい
うふうに出したらいいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 行政連絡員報酬というこ
とで委員もご承知だと思うんですが、自治会長に
なる職員の方を別途行政連絡員ということでお願
いをしているんです。これは自治会ではなくて、
行政連絡員さん個人にお支払いするというもので、
途中でかわられるということで、その時点からま
た別の行政連絡員さんのほうに報酬をお支払いす
るということでございます。

○吉成副委員長 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。大丈夫です
か。

○吉成副委員長 じゃ、もう一点。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 次の59ページの補助金、すみませ
ん、これはだから今の自治振興費の一番下になる
補助金なんですけど、自治振興費ということで各自
自治会審査していただいていると思います。

これ通常考えると215、中には本当に小規模な
10世帯程度の自治会もありますから、そういった
ところがこの自治振興費でこんな事業やって、や
りたいんですということを出すのは難しいのかも
しれませんけれども、現状として、この決算でい

うと198団体、その前は200ぐらいの団体が、ほん
のちょっとですけれども減少しているということ
は、それぞれの自治会の事業として余り活発にや
られていないというふうに理解しているんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○室井市民協働推進課長 この自治振興費、できれ
ば215、全部の自治会でご利用いただいて、活発
な活動をお願いしたいというのは、またされれば
というふうに思っているところでございますが、
ただ、やっぱり地域の事情もございまして、やは
りなかなかこういったものを活用して事業をでき
ないという自治会もございます。逆に、こういっ
たものがなくても十分に活動ができているとい
うことで申請をしてこない、そういった自治会もご
ざいます。こちらとしても、できるだけ多く出て
いただきたいと思います。3度4度と、3次4
次案内をしているところでございますが、最終的
には全部上がってこない、そういった状況でござ
います。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 単純に考えて、小っちゃな自治会
がなかなか人もいないんで活動が活発じゃないと
いう捉え方をしていたんで、単独でもう自分たち
は十分この補助金をいただかなくても活動してい
ますよという、そういうところというのは、じゃ、
大きな戸数の自治会もあるということですか。

○室井市民協働推進課長 じゃ、申しわけございま
せんが、委員長。

○齊藤委員長 はい。

○室井市民協働推進課長 この件については、協働
のまちづくり室長のほうからお答えさせていただ
きます。

○齊藤委員長 じゃ、室長。

○相馬協働のまちづくり室長 自治振興費補助金に

つきましては、先ほど申し上げたので大きな自治会としまして、南埼玉地区の自治会などでも、この補助金のほうの活用がなくても事業を十分できるという回答の中で、申請をされていないという実情がございます。

あと、そのほか、やはり規模が小さいというところなんかでは自治活動自体、組織は存在しているんですけれども活動自体は行っていないというようなところもございます。

以上でございます。

〔「南埼玉はちなみに何世帯」と言う人あり〕

○相馬協働のまちづくり室長 委員長。

○齊藤委員長 はい。

○相馬協働のまちづくり室長 南埼玉2区で78。

○吉成副委員長 せっかくなんで。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 一番小っちゃな世帯数の自治会で、これを活用しているところってどこでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。いいですか。
室長。

○相馬協働のまちづくり室長 一番小さなところですと、28年は塩の湯自治会、そこと横林自治会、この2自治会になっております。いずれも世帯数6戸ということでもあります。

○吉成副委員長 6戸。

○相馬協働のまちづくり室長 はい。

○吉成副委員長 6戸ね。

○相馬協働のまちづくり室長 はい。

○吉成副委員長 これが一番少ない戸数の自治会ということですか、全体で。

○相馬協働のまちづくり室長 そうですね。

ただ、申請していないところで5戸というところもございます。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、副委員長。

○吉成副委員長 ちなみに、横林と塩の湯の場合には、補助金は年間幾ら支払われているんですか。

○齊藤委員長 室長。

○相馬協働のまちづくり室長 いずれも6戸ということでの計算ですので、1万1,800円となっております。

〔「ちょっと均等割りとか、ちょっと単価」と言う人あり〕

○相馬協働のまちづくり室長 ちなみに、よろしいでしょうか。

○齊藤委員長 はい、お願いします。

○相馬協働のまちづくり室長 自治振興費補助金の計算、費用の計算ですけれども、まず事業割として、交流イベント事業という名目で、1自治会、1申請自治会当たり1万円、ここに戸数割として、自治会の戸数に乗じた1戸当たり300円、こちらを加算というか合計した額、そちらが自治振興費の補助金額になっております。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。
ちょっと、じゃ、交代。

○吉成副委員長 いいですか。

○齊藤委員長 じゃ、ここで進行を副委員長と交代いたします。

○吉成副委員長 じゃ、委員長。

○齊藤委員長 すみません、ちょっと私も聞いたかったんですけども、歳入で、わがまち未来創造事業交付金が、こちらの歳出の地域活動推進費事業に来ているんですが、この宛がわれたものというものは実際どこに行ったのかを聞いたかったんですけども。

○吉成副委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 こちらにつきましては、新規とか……

○齊藤委員長 新規提案型、その中で直接入って

る、決算額は280万になっちゃっているんで、歳入は100万ちょっとでしたよね。

○室井市民協働推進課長 はい。

○齊藤委員長 だから、それも相殺しながら使ったという扱いなのかどうかをちょっと確認したかったんですけども。

〔「それで使ったという話ですか」「その歳入が」と言う人あり〕

○吉成副委員長 どなたでも。

○齊藤委員長 ちなみに、7事業が該当と言っていましたよね。こちらのほうで、この間の質疑では、8件採択という回答があったと思うんですけども、その件ですみません、説明してくれば。

○吉成副委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 わがまち未来創造事業の交付ですが、これはあくまでも市が各団体のほうに交付をした額の2分の1という形になっておりますので、当然、市のほうの交付実績のほうは下回った形になっているんですが、こちらのほうの交付金は補助金、新まちづくり支援事業、こちらを実施するために充当されているようです。

○齊藤委員長 もう一回。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 すみません、もうちょっとわかりやすくお願いします。

○吉成副委員長 まず、歳入をもう一度言っていたでいて、対象が7ってさっき言っていましたんで、それは歳出でこうなっていますよという説明していただけるとわかりやすいと思います。

○齊藤委員長 すみません、ありがとうございます。

○吉成副委員長 お願いします。

課長。

○室井市民協働推進課長 申しわけございません。

これで、その7事業につきましては、72ページのほうをごらんいただければと思いますが、歳出

のほうは8事業ございます。この中で、一番下にありますグローバルカルチャー那須、こちらの事業につきましては、県のほうの補助基準、通用基準と言うんですか、要件に該当しなかったために、歳入のほうは7事業となっております。

それで……

〔「委員長」「失礼しました」と言う人あり〕

○吉成副委員長 どうぞ。

○室井市民協働推進課長 すみません、それを除いた7事業、こちらのほうに充当するものでございます。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 すみません、それでは該当の内容をお聞きしたいと思います。

○吉成副委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 わがまち未来創造事業の実施要綱の中に、事業要件がございます。その中に、まず地方創生、市町の総合戦略、こちらに位置づけられ、地方創生の取り組みを推し進める内容であること、また継続性ということで、将来にわたり継続的に実施されること、そういった条件がございます。これに該当するものが7事業であったという形でございます。

○齊藤委員長 じゃ。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 すみません、3年受けられるところ、もう一回いいですか。

○吉成副委員長 この事業自体は、基本3年間補助を受けられるわけですね、%は落ちていくにしてもですね。

○室井市民協働推進課長 市の事業ですね。

○吉成副委員長 はい。

○室井市民協働推進課長 市のほうは3年です。3回ですね。

○吉成副委員長 はい。そこと県の要綱とは当然違いがあるということで説明されているということ
でいいわけですね。

○室井市民協働推進課長 そうなります。

○吉成副委員長 室井課長。いいですか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○吉成副委員長 じゃ……

○齊藤委員長 じゃ、あと1個聞かせてください。
もう一個、すみません。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 先ほどの吉成副委員長のほうが聞いて
いました行政連絡員の形なんですけど、交代され
たということで、行政連絡員1人あたりに報酬を
支払っているというご説明ありました。これは、
連絡員に対しての支払う要綱があって、なおかつ
その交代した月日、それを含めた中で、人数は
217だけども、払った範囲はその自治会におい
ては同等の金額だったということでよろしいか確
認させてください。

○吉成副委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 先ほど委員長のほうから
ございましたように、そのとおりでございます。

○齊藤委員長 わかりました。

○吉成副委員長 いいですか。

○齊藤委員長 はい、以上です。

○吉成副委員長 じゃ、司会を委員長とかわります。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、その他質疑はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、80ページの結婚対策事業2
0事業という、これについてちょっと質疑させて
いただきます。

ちょっとまずはあれですが、これの対象事業、
足銀総合研究所というか、先ほどおっしゃったか
と思うんですけども、これは入札なんでしたっ

け、それともここしかなかったんですか、契約
先は。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○室井市民協働推進課長 今回につきましては、1
社随契という形をとってございます。

○鈴木委員 随契。

○室井市民協働推進課長 はい、随意契約。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それで、随契という行政用語、確認、
手挙げたいんですけども、ということは、もう
そこだよという1対1の関係で仕事を依頼する
ということなの。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○室井市民協働推進課長 契約のほうには、一般的
には指名競争入札というのが一般的なわけなん
ですが、場合によっては、指名競争入札にそぐわ
ないといいますが、そういう表現が適当かどうか
わからないんですが、随意契約という形をとれる
ことができる場合がございます、今回の戦略の策
定に当たりましては、この戦略は全国的にも余
り例を見ない結婚に特化した戦略ということで、
それを策定するには、やっぱり業者にもある程
度の力がないと、豊富な情報ですとか高い専門
職という、そういったものが重要視される、そ
ういった中で、補正をした対応という形で、時
間的な制約もございました。

そういった中で、ある程度スピードを持った形、
スピードを持って戦略の策定に取り組める業者
ということで、県内の中でもこういったノウハウ
を持った専門家シンクタンクという足銀総合研
究所、それ一社だったということで、随意契約
をとらせていただいたとうことでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、ちょっと間違っていたら、執行率というか、この金額というのは、どのような形でこの金額になったのでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○室井市民協働推進課長 契約の前に、一応こちらのほうでも取れる内容、そこを示しまして、どれくらいでできるのかという中を一度踏まえた上で、こういったこちらのほうで手続をとって、最終的な見積もりにより契約をしたということでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 執行率は100%ということですかね、そうしますと。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長 課長。

○室井市民協働推進課長 設計額からは、ちょっと下がったような金額での契約というふうになっております。設計額につきましては、470万8,000円、契約金額が460万円。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、今の話だと、単純に設計額より実際の契約金額のほうが、契約が高かった……

〔「安い」「低い」「後ほど聞かせ……」
と言う人あり〕

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、なかった、ただただしくてすみませんけれども、そうしましたら、あとは市の職員とその企業との、これを作成する中で、職員はどのような立場で打ち合わせをしていたか、何人の担当のところでも日数的にも時間的な打ち合わせをしたかというあたりをちょっと教えていただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○室井市民協働推進課長 職員については、担当2名という形で対応させて策定をしたわけなんです、策定に当たっては、外部委員会、外部懇談会というものを設置してございます。そちらをメインに3回ほど懇談会を開催いたしまして、この策定のほうを進めたところでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すごく大事な、全部見切ってはいないんですけども、これからの話だと思んですけども、これは逆に言うと、短い時間でつくったような感じもしますけれども、これは、じゃ、この先はちょっと質疑になるところありますけれども、具体的に那須塩原市として実施できるようなものということで当然提出されたんだと思うんですが、これ着実にできそうかどうかだけ、すみません、最後ちょっとだけ、委員長、変な聞き方で。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 結婚総合戦略につきましては、3月議会でご承認いただいたというところでございまして、この中で、やはり市の役割、市民の皆さんの役割あるいは企業の役割というようなところの中で、それぞれそういうところが連携しながら、この結婚総合戦略をやっていきたいと思います、総合支援をやっていきたいと思いますというところで体制にしております。

したがって、個別での施策についても、我々だけじゃなくて企業の皆さんとか、あるいは組合、農協とか酪農協とかそういうところの皆さんとしっかりと議論をしながら、今後、実効性のある事業というものを見出していきたいというふうに思っています。

○鈴木委員 すみません、了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
小島委員。

○小島委員 じゃ、その上のほうの男女共同参画に

関してなんですけれども、交付金、今度、那須塩原市の男女共同参画フォーラムの実行委員会をやるということなんですけれども、どのような方が実行委員になっておまして、どんな中身で実行したのか。つけ加えて、ことしはいつごろやるのかということがありましたら、申しわけないですね。

○齊藤委員長 流れるように説明をお願いいたします。

補佐。

○平川市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長

すみません、じゃ、私のほうから回答させていただきます。

まず、こちらの那須塩原市の男女共同参画フォーラムの実行委員なんですけど、27年度から実行委員という形で設定のほうをさせていただきまして、市内に男女共同参画を推進する団体が14団体ございます。そちらのほうで、輝きネットなすしおばらという大きな団体をつくっておまして、そちらの理事の方、14名の方に実行委員ということでお願いをしております。

今年度、いつ実施するのかということなんですけど、今年度は12月3日、日曜日、場所は三島ホールとなっております。時間は1時半開演ということで、ことしは例年どおり男女共同参画の推進事業者表彰と、あと記念講演ということで、講演と落語ということで林家木久蔵様をお願いをしております。演題としましては、「木久蔵の仕事と子育て これが私の二刀流」という形の講演をやっていただきまして、男女共同参画にかかわる落語のほうを30分ほどやっていただく予定で、今、準備のほうを進めております。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民協働推進課の所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で市民協働推進課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

企画部全体として、委員の皆様から何かございますか。

今度は、さっき途中で言っちゃいました。

委員のほうの皆様、何かございますか。大丈夫ですか。

最後、部長のほうで何かございますか。

○藤田企画部長 特にございません。ありがとうございます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、企画部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

じゃ、委員の皆さん、少しお待ちください。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時42分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎その他

○齊藤委員長 委員の皆様の方から何かございますか。

〔「ないですね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 事務局。

○鎌田書記 (今後のスケジュールについて)

◇

◎散会の宣告

○齊藤委員長 以上で本日の委員会は終了、散会いたします。

お疲れさまでした。

あしたよろしく願いいたします。

散会 午後 4時44分

総務企画常任委員会、予算常任委員会（第一分科会）
及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成29年9月12日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	吉成伸一
委員	田村正宏	委員	小島耕一
委員	森本彰伸	委員	鈴木伸彦
委員	高久好一	委員	君島一郎
委員	玉野宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総務部長	伴内照和	総務課長	田代幸士
総務課長補佐	高久修	行政係長	鈴木正宏
人事研修係長	福田真二	給与厚生係長	田中薫
危機対策・放射能対策室長	高根沢寿夫	危機対策担当主査 （係長級）	小池雅之
放射能対策担当副主幹	大木聡	財政課長	田野実
財政課長補佐 兼管財係長	押久保昭	財政係長	関根達弥
契約検査課長	増子芳典	契約係長	小野志保
検査係長	相馬福光	課税課長	菊池敏雄
課税課長補佐 兼税制係長	池澤直実	市民税係長	宇賀神晶子
国民健康保険 税係長	田中綾	資産税土地 係長	平田篤史
資産税家屋 係長	遅沢友則	収税課長	平石敬雄
収税課長補佐 兼収納係長	小平裕二	徴収担当副 主幹	伊藤隆

徴収担当主査 (係長級)	横 山 純 一	徴収担当主査 (係長級)	杉 本 功
塩原支所長	宇 都 野 淳	総務福祉課長	齋 藤 正 幸
総務福祉課長 補佐兼総務係 長兼税務係長	井 上 早 人	福 祉 係 長	伊 藤 一 裕
市 民 係 長	平 山 隆 美	箒根出張所長	臼 井 孝 行
産業観光建設 課 長	君 島 隆	産業観光建設 課長補佐兼 建設係長	君 島 幹 夫
農 林 係 長	岩 瀬 眞 生	観光商工係長	増 山 博 久
会計管理者兼 会 計 課 長	松 江 孝 一 郎	会計課長補佐 兼歳入係長	室 井 富 美 子
歳 出 係 長	渡 邊 眞 紀	選挙管理委員 会事務局長	佐 藤 章
選挙管理委員 会事務局長 補 佐	阪 本 和 人	選 挙 係 長	青 木 洋 人
監 査 委 員 事 務 局 長	選管事務局長兼務	監 査 委 員 事務局長補佐 兼監査係長	選管事務局長補佐兼務
固定資産評価 審 査 委 員 会 書 記	選管事務局長兼務	固定資産評価 審 査 委 員 会 書 記	選管事務局長補佐兼務
固定資産評価 審 査 委 員 会 書 記	選挙係長兼務	公 平 委 員 会 書 記 長	選管事務局長兼務
公 平 委 員 会 書 記	選管事務局長補佐兼務	公 平 委 員 会 書 記	選挙係長兼務

出席議会事務局職員

議会事務局長	石 塚 昌 章	議 事 課 長	増 田 健 造
議事課長補佐 兼議事調査 係 長	福 田 博 昭	庶 務 係 長	田 野 恵 子
書 記	鎌 田 栄 治		

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔塩原支所〕

- ・塩原支所長挨拶

〔総務福祉課〕

予算常任委員会第一分科会

- ・議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[産業観光建設課]

予算常任委員会第一分科会

- ・議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第77号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第7号 平成28年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

[総務部]

- ・総務部長挨拶

[総務課]

- ・議案第80号 那須塩原市情報公開条例の一部改正について
- ・議案第81号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について
- ・議案第84号 原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定の締結について

予算常任委員会第一分科会

- ・議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[財政課]

予算常任委員会第一分科会

- ・議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[契約検査課]

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[課税課・収税課]

予算常任委員会第一分科会

- ・議案第73号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

・認定第4号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
〔選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局〕

・選管・監査事務局長挨拶

決算審査特別委員会第一分科会

・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔会計課〕

・会計管理者挨拶

決算審査特別委員会第一分科会

・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔議会事務局〕

・議会事務局長挨拶

決算審査特別委員会第一分科会

・認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、総務企画常任委員会を再開いたします。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。

それでは、次第により本日の審査に入らせていただきます。

—————◇—————

◎塩原支所の審査

○齊藤委員長 まずは、塩原支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、宇都野支所長からご挨拶をお願いいたします。

宇都野支所長。

○宇都野塩原支所長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎総務福祉課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから総務福祉課の審査に入ります。

総務福祉課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第71号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 (議案第71号について説明)

以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 この契約は随意契約ですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 これは、随意契約ということ

ではなくて、入札というんですか、通常の契約と
いいですか、入札の手続を踏んでやろうと思っ
ております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 これ、3年に一度ということで決ま
っているということなので、次に上がるときには、
当初予算で上がってくるというふうな理解でよろ
しいでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 次回、恐らく3年後になろう
かと思うんですけども、そのときには当初予算
に計上して、実施をしたいと思っております。

以上です。

○齊藤委員長 ここで、進行を副委員長に交代いた
します。

○吉成副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 今の森本委員と関連するんですが、
このエアコンの点検、確かに法改正がございまし

て、3年に一度という話があったんですが、定期的にも、たしか報告を上げていかなければならないような付随がついていたと思うんですね。

実際、今回補正で上げて、これは1年間のものなのか、3年後まで含めて、当初じゃ間に合わないから出したものなのかをお聞きしたいんですけども。

○吉成副委員長 齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 改正に伴って、事業者、私どもになるんですけども、事業者は3カ月に一度、点検をするという形になります。そのほかに、3年に一度は、専門家、有資格者の点検を受けなきゃならないということなものですから、3年スパンになりますので、今、3年後という話をしましたけれども、次回の3年については、その期間の中で一度、また有資格者の点検を受ければ良いということでございます。

事業者、私どもの点検については、目視点検とかになるんですけども、そこについては、今のところ、実施したいというふうに考えております。

以上であります。

○吉成副委員長 じゃ、進行を委員長に交代します。

○齋藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齋藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齋藤委員長 ないようなので、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齋藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齋藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 （認定第1号について説明）

○齋藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

小島委員。

○小島委員 61ページに、自主防災組織の消防組織、まだ4分の1ということで、非常に低いということですけども、これ、決算には直接は影響しないんですけども、自主防災組織をつくるために

どんな努力しているか、ちょっとお伺いできればと思います。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 私ども、自治会に特に働きかけをしているところですが、年2回ほど、自治会の集まり等がございます。そのほかに、これは総務課の主催ですけれども、自主防関係の結成しましょうなんていうものもあるんですけれども、その際に、いつでも呼んでくれれば説明に行くからというような形で、いつでもどこでも、夜でも昼でも、日曜でもいいから行くからというような形で、自治会にも働きかけをさせていただいておりますが、なかなか呼びかけがないということで、今度はもう、班長会議か何かのときでも見つけて、そのときに押しかけてでもというような形をとりたかなと思っているところですが、なかなか、特に温泉地区などについては、人口が減少、高齢化というのがかなり進んでございます。なかなかそこまで、自治会としても負担が、できないというような事情もございます。そういうところだからこそ、やらないかならないというのを説明して、何とか結成につなげていきたいなというように思っています。

○齊藤委員長 宇都野支所長。

○宇都野塩原支所長 すみません、ちょっと補足させていただきます。

課長が申し上げたように、各地域にはその都度お願いをしています。各地域も、やはり今の時代必要だよねということで、各地域で自主防災ができないかという話し合いをしてくれています、実際に。

ところが、最終的には、非常に年配の人が多いということで、自分が逆に助けられるぐらいの年なのに、言葉は悪いんですが、人のことを助ける

れる状況じゃない、したがって、自主防災というやり方よりも違う方法を考えたほうがいいんじゃないかという、かなり厳しい話もあるのが現状です。

○齊藤委員長 そのほか、質疑ございますか。

森本委員。

○森本委員 まず、104ページの2款3項1目の戸籍事務費なんですけれども、こちら、事務費ってそんなに差が出ないのかなと思ったんですけれども、27年と28年で結構差があるんですけれども、これ、理由は何かありますか。倍ぐらいになっている。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 申しわけございません。一昨年度まで、委託料の中で、戸籍専用の、本庁と専用で結ぶファクスがあったんですけれども、そちらを昨年廃止しました。必要がないということで、普通のもので間に合うということで、それを廃止して、トナー代とか、いろいろ支出があったんですけれども、そちらが昨年からなくなったということで、半減になってございます。

〔「27年がという……」と言う人あり〕

○齋藤総務福祉課長 そうですね、27年が……

〔「26年度の半減になったという……」と

言う人あり〕

○齋藤総務福祉課長 いや、27年度は、トナー代とかいろいろ……

○齊藤委員長 そうしたら、すみません、28年度の決算に対しての説明をうまくしてもらってよろしいですか。もう一度。

○齋藤総務福祉課長 28年度については、昨年度までありました戸籍専用のトナー代、ファクスのトナー代とかが減りましたので、27年度には減少したということになっています。

○齊藤委員長 係長。

○平山市民係長 27年度までは、本庁とのやりとりで専用ファクスがございまして、そちらの委託料にトナー代を含んで請求されていたんですけども、28年度の頭に、そちらのほう解体になりました。ただ、ファクス自体の機械自体はそのまま使用できる状態でしたので、その分のトナー代を消耗品のほうに移したんですね。その分の増額となっております。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、委託料であったものを消耗品に移したという理解でよろしいですか。

○平山市民係長 はい、そうです。

○森本委員 ありがとうございます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 それと、もう1件なんですけれども、180ページの4款1項5目、こちらも金額がふえていたんですけども、増加の理由がなかったかと思うので、ちょっとこちらのほうも、27年度に比べて28年度が倍以上になっているんですけども、こちらの理由も、わかればご説明願えますか。

○齊藤委員長 係長。

○平山市民係長 こちらのほうにつきましては、28年度なんですけれども、こちらのほうは車検の、トラックなんですけれども、車検が2年に一度になっておりまして、27年度は車検がなかったんですが、28年度はあったということで、その分の増でございます。

○齊藤委員長 そのほか、質疑ございますか。
鈴木委員。

○鈴木委員 92ページの中段の20事業ですか、塩原支所文書管理。ここで説明で、委託料、機械警備業務で、何か機械を入れたということでしたけれども、その機械の機能、それをまず、どんな機能なのかをご説明いただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。機械警備業務の内容ですかね。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 機械警備の内容ですけども、塩原公民館、文化会館にある、山のてっぺんのほうにある文化会館の公民館になるんですけども、公民館は今のところ使ってございませんでした。書庫として利用しているんですけども、そちらの2階と3階部分の研修室に、電波を飛ばして、侵入があると鳴る、警報が職員に入るといようなものを2カ所設置させていただきました。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あれですか、それは、赤外線センサーとか……

〔「そうです、はい」と言う人あり〕

○鈴木委員 赤外線センサーのなんですか。

〔「そうです、はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あそこは、そのうち何か壊すと言っているところかなと思うんですけども、これは、使うに当たって、ことだけの単独の予算なのか、来年度以降、管理費みたいな、定額的な費用は伴うものでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 こちらのほうについては、長期契約ということで、昨年からの契約になっておりますので、引き続きやっていくことにはなります。

ちょっと、公民館自体、今の現状をお話ししますと、雨漏りがかなりしてきたということがございまして、それも含めて、今後どうしていくか、検討していかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 人を置いておくよりは安心していられると思う、今までは多分なかった費用をこれから計上したんだろうなと思うんですけども、これ、来年度以降、幾らぐらい、管理費。

○齋藤委員長 答弁を求めます。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 同額です。同額のまま、契約で、毎年この金額を支払っていくということになっています。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、確認ですけども、3年契約なので、30万ですから、約100万近く、3年間で見込んでいるという中での契約ということでしょうか。

○齋藤総務福祉課長 はい、そうです。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。これはこれで。

次、続けて質問させていただきます。

98ページの1003事業、市民税賦課事務推進費、ちょっと単純なんですけれども、やはり比較の欄に、48万円から11万7,000円、今回ふえているということで、人数がふえたのか、賃金単価がふえたのか、そこを教えてくださいませんか。どのようにふえたか。

○齋藤委員長 答弁を求めます。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 それについては、賃金、3名分の申告に関する賃金になるんですけども、これ、本庁との事務の割り振り等の関係で、雇用期間がある意味、長くなったり短くなったりというのが、毎年どうしても事務の割り振りで起きてきてしまうんですけども、ことしは1日5.75時間の3人という形で、2カ月間、2月1日から3月30日ということなんですけれども、その中で事務量に合って、毎年少しずつ減ったりふえたりとい

うような形になってございます。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 毎年ふえたり減ったりはいいんですけども、これふえているので、時間が、単純に勤務時間が長くなったかどうかのあたりでふえているんですと。つまり、単価は同じだけれども、去年は時間がふえたということで理解してよろしいですか。

○齋藤委員長 答弁を求めます。

○齋藤総務福祉課長 単価についてはほとんど変わってございませんので、勤務時間が長くなっているということでございます。

○鈴木委員 了解しました。

続けてよろしいでしょうか。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 119ページ、これはちょっと、私が聞き漏らしたのかかわからないんですけども、一番上の7003事業で、やはり、これは小さい金額といえれば小さい、3万8,000円に対して15万円、すごい伸び率なんですけれども、これの説明を、ちょっと私、聞き逃したのかもしれませんが、内容をもう一度お願いできますか。

○齋藤委員長 答弁を求めます。

齋藤課長。

○齋藤総務福祉課長 社会福祉活動費についても、こちらも車検の費用でございます。車検の費用が1台、軽ですけども、ございましたが、28年度については車検がなかったということで減額となっております。

○齋藤委員長 そのほか質疑ございますか。

君島委員。

○君島委員 素朴なところでちょっとお聞きしたいんですが、41ページ、歳入の雑入があるんですが、これは雇用保険の個人負担分とっているのはわかるんですけども、あえて塩原の総務福祉でと

っているのは……ああ、係で分けたのか。わかりました、これは。これはわかりました。すみません、係で分けておいたということですね。

もう1点、先ほど鈴木委員のほうから話がありました塩原公民館の警備の委託、3年間ということなので、これは債務負担行為はとってあるんですか。決算書だと、とっているかどうかわからないんですけれども。

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

○君島委員 もしこれ、確認してもらって、必要ないかどうか確認してもらって、だから、通常でいけば3年間の契約ということなので、債務負担行為が起こされるべきだろうと思うので、入っている、入っていないかは確認とってもらって、その後、適切な処理をしていただければと思います。以上です。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

じゃ、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了といたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務福祉課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部のほうから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で総務福祉課の審査を終了といたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎産業観光建設課の審査

○齊藤委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 （議案第71号について説明）

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、今の1件というか、後のほうですね。ケビン火災報知器のところなんですけれども、建物につけるんでしょうけれども、これはどういう報知器なのか。いろいろあると思うんですけども、単に報知器だけで、水を出すとかという機能はついてるだとか、それから、どういふふうな形で反応して、管理者のほうに連絡がいかあたりの機能的なところですね。金額が結構ありますので。

○齊藤委員長 答弁を求めます。君島課長。

○君島産業観光建設課長 先ほどの質問に対してなんですが、全部で10棟ケビンがございます。一応、今の段階、設計の段階では、各ケビンごとに1個ずつ火災報知器をつけまして、火災のときに、1棟でも火事になった場合には連動して火災報知器が鳴るといふ、逃げてほしいというふうな形になるシステムを今考えております。

それとあと、管理室、管理棟がございますので、そこで一元化で管理できるようなシステムというふうな形で、今検討している最中です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ、予算ですよ。予算の中で設計費があつて、工事金額にも、請負金額が既に、設計がまだ始まっていないんだけど、あるということね。

○君島産業観光建設課長 大体どのぐらいですかという……

○鈴木委員 予算ですから、予算ということで、これちょっと、ほかにも聞いているんですけども、ちゃんと競争入札になっているのか、設計のほうも随意になっているのかあたりをお願いしますか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 一応、金額が低いものから、委託の場合については随意契約の、支所のほうでやる50万円以下の委託でやらせていただきます。一応やっぱり、3社以上指名いたしまして、指名選考委員会を開いた後、各業者さんに通知を出しまして、単抜きをやらせてもらって、見積もりを出してもらおうという方法で出しています。

あと、工事費につきましては260万円なので、本庁のほうの契約検査課を通して発注するような形になっています。

○鈴木委員 了解です。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 参考までにですけれども、このケビンというのは、大体どのぐらいの方が利用しているものか、年間で。

火災報知器はどうしても必要なんでしょうけれども、費用対効果みたいなものがどうなのか、ちょっと確認いただきたいと思います。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 ケビンの利用者数につきましては、3カ年のデータがありますので、26年度につきましては796名、27年度につきましては1,421名、平成28年度につきましては1,201名の利用がございました。

○小島委員 もう一つ……

○君島産業観光建設課長 費用対効果につきましては、夏休みが大体主流で使っていただいている施設なものですから、通常の土曜、日曜と夏休みのお休み期間をメインで使っているというものです。

費用対効果といたしましては、ほかの施設に比べて幾らか少ないものですから、ちょっとその辺で、費用対効果については、ちょっと低いかかと判断しておりますが、消防法の義務づけがありますので、設備を投資していかなきゃならないかなと思っております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この建物は、築年数何年ぐらい、何年でしたっけ。

○君島産業観光建設課長 箱の森プレイパークについては、昭和62年度からオープンしておりますので、約30年。昭和92年ですので、30年ほど使っている施設になります。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この消防整備の設置は、消防法の義務

なのか、予防的に設置するものなのか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 消防の本部のほうに確認してきましたが、一応義務ということなので、やっぱり旅館等に含まれるということで確認できましたので、義務で設備だということです。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、いつから義務なのかという、今までは義務違反だったという状況だったということでしょうか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 平成27年度に施行改正がありまして、平成30年3月までには設置してくださいというふうな形になっておりますので、まだ違反とかそういうものではなく、一応猶予期間がありますので、まだ猶予期間中です。

○齊藤委員長 玉野委員。

○玉野委員 これ10棟で、また26年、27年、28年と数値を出してくれましたね、796とか、28年は千二百幾つとか。それと、30年使っているという中で、コストという言葉が出ましたけれども、将来どうするんですか。いつまでやるのかとか。

○齊藤委員長 微妙ですけども、いけますか、大丈夫ですか。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 今後、いろんな市の施設もいろいろ、塩原地区のほうにもいろんな施設がございますので、今後、維持管理とかを含めて、どのぐらいまで耐用年数ができるのか、また維持費がどれぐらいかかるのか、その辺を検討して、やっぱり壊すのかどうかとか、検討していかなきゃならないかなと今考えております。

○齊藤委員長 宇都野支所長。

○宇都野塩原支所長 課長の答弁にちょっと補足しますが、議会の一般質問でもちょっとお答えさせ

ていただきました。各施設についての、それぞれの問題点、課題というのは相当あります。そういった中で、今後施設を継続できるかというのは、先ほど申し上げましたように、今後の利用人数、また補修の度合い、そういったものを、また現在の指定管理者の期間がございまして、どれだけの努力してくれるかということを見ながら判断しなくちゃいけないと思います。

私どもとしては、ことしよりも来年、来年よりも再来年、もっと人数が上がるように、環境、また、市民のやっぱりニーズに応えられるようなものをつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まだあと2つの質問させて、順次ということで、これ、設備を設置すると、次年度以降は、これにかかる若干の経費とか、電気代がかかるぐらいなのか、何か別な、継続の委託料みたいなのはかかりますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 今のところ、まだ設置の段階なので、維持管理については、いろいろまだ検討していないんですが、通常の火災報知器関係ですと、年に1回とか2回とか点検する業務が出てくると思いますので、その辺の業務委託費が出てくるのではないかと思います。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それは、幾らぐらいだかは把握していますでしょうか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 それについてはまだ、設置の段階で、まだそこまでは検討していない状態です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これちょっと、質疑の枠を超える可能性があるんですけども、これを設置するのに、費用対効果という観点からお伺いしますけれども、これ年間、去年だと1,200人の利用者があったということで、もともとここは3,000万円とか4,000万円とか、指定管理者の費用を市で負担している中で、この1,200人の人からの使用料というのは、去年は幾らになっていましたか。使用料、利用料かな。

○齊藤委員長 どうしますかね。

○鈴木委員 いや、別に、これをつけるか……

○齊藤委員長 つけるかつかないかで、消防の義務でつけなきゃいけないところで、費用対効果を求めていってしまうと、法令を守るか守らないか……

○鈴木委員 まだ1年余地あるから。

〔「そういう話は討論になっちゃうから」と言う人あり〕

○鈴木委員 いや、聞いて、これで高いんだったら、これやめましょうといえば、討論だと思うんですよ。でも、今は、その判断材料を聞いている状態だと思います。

〔「収入に見合ったものという……」と言う人あり〕

○鈴木委員 これを、予算を通すか通さないかという話の話を今はしているんです、私はね。

〔「もちろんそうでしょうね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、高いと思って聞いているということですね。

○鈴木委員 いや、高いかどうかわからない。けれども、今後というのは、今、玉野委員がおっしゃったように、いろいろ検討にはなっているところだから、まだ維持、これから残すか残さないか

わからないうちに、どんどん予算を通していくように今やっているから、本当は、それを全部踏まえて予算をつけているならいいんですよ。けれども、それをやらないで、ただ法律だ、法律だといってつけているのならば、あれっ、気がついたら翌年やめると、けれども、こんなに金積んじやったよという話になるかもしれないので、一応その費用対効果を考えて、通すか通さないの材料として伺っています。

別に反対するかどうかわからない、今答えを言わない。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 今わかるものでいきますと、一般会計の歳入のほうのところにも出ているんですが、13ページに出ているんですが、これはちょっと、ケビンとバーベキュー場の使用料ということで一つになっちゃっていて、個別にケビンが幾らというのは、まだ手持ちでは持っていないんですが、その中ですと、28年度ですと、425万8,300円になります。

1棟当たり1万3,000円ぐらいの、ちょっと詳しいのを持ってきてないんですが、1万3,000円ぐらいの、1棟売りなので、1棟が1万3,000円、そこに5人ぐらいまで使えますので、そういうふうな売り方というか、使用料になっております。

○鈴木委員 確認のために。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 25万3,800円という金額は……

〔「425万」と言う人あり〕

○鈴木委員 425万円ね。

〔「ケビンとバーベキューだね」と言う人あり〕

○鈴木委員 425万円は、10棟での年間の使用料、利用料ということでよろしいですね。はい、わかりました。

私のほうは以上で結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

なければ質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第77号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、議案第77号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

君島課長。

休憩 午前11時02分

○君島産業観光建設課長 (議案第77号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第77号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第77号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。

〔「その他、何かあるの」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないです。全部終わってからです。決算終わってから、その他がありますので。

じゃ、ここで10分間の休憩といたします。

再開 午前11時10分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

続きまして、予算常任委員会(第一分科会)を決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。君島課長。

○君島産業観光建設課長 (認定第1号について説明) 30ページになります。

以上、よろしくご審議の上、認定されますようお願い申し上げます。

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。説明が終わりましたので、質疑を許します。玉野委員。

○玉野委員 12ページ、観光施設の6施設でマイナス1.4とお聞きしましたけれども、率的に減っている順番というのはわかっているんですか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 収入の順位ということだと思っんですが……

〔「パーセント……」と言う人あり〕

○君島産業観光建設課長 1.4%の減……申しわけ

ございません、その辺は手元にございませんで、わかりません。用意していませんでした。

○齊藤委員長 もう1回質疑、言ってもらっていいですか。用意してもらうのが、違うものが来そうな気がするんですけども、今聞こうとしていたことをもう一度聞いてもらってよろしいですか。

玉野委員。

○玉野委員 私の表現はわかりましたよね。それで、リストをつくっていただきたいと思う、教えていただきたいと。

○齊藤委員長 もう一度質疑してもらってよろしいですか。

玉野委員。

○玉野委員 6施設が、説明では、マイナス1.4落ちていると。その6施設の中で、個別で落ち込みが、どうに落ち込んでいるかということですね。それも順位がわかれば。金額じゃなくて落ち込み、パーセントです。

○齊藤委員長 それでわかりますか。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 確認なんですけど、6施設の、今、全体は1.4でございしますが、この順位で、例年に比べて何%減っているよというのを、順位づけでわかるようにしてくださいというのを出すということでもよろしいんですよ。

○齊藤委員長 玉野委員。

○玉野委員 そういうことです。

○齊藤委員長 じゃ、後に出せますか。

答弁を求めます。

所長。

○宇都野塩原支所長 申しわけございません。各施設ごとの順番のほうは、ちょっと整理できていないんですが、昨年度の対比的な表がございしますので、私のほうからお話をさせていただきます。

まず、もみじ谷の大吊橋でございしますが、一昨

年に比べまして、28年度、95.3%でございします。

次に、塩原もの語り館でございしますが、こちらについては、116.8%の増となります。

次に、塩原温泉華の湯、上塩原の温泉センターでございします。こちらが、109.1%の増でございします。

次に、湯っ歩の里、足湯でございします。こちらについては、93.1%減でございします。

次に、順不同で申しわけございません、天皇の間記念公園でございします。97.8%でございします。

箱の森プレイパークは、それぞれの施設がございしますので、ちょっと各施設ごとで説明します。申しわけございません。

まず、箱の森にございします温泉センター、遊湯センターでございします。こちらは、92.2%減でございします。

また、箱の森にございします自転車広場、こちらにつきましては、27年度に比べて50.7%。その原因は、27年度に台風による災害がございまして、メインであるサイクルレーンという自転車、稼ごころなんですけど、こちらが使えなくなったということが大きな原因でございします。

続きまして、先ほど十分な説明ができませんでした箱の森プレイパークのケビンでございします。こちらは、84.5%マイナスになってございします。

また、箱の森にございしますホビーの里、これは工作物を楽しむ施設でございします。こちらは、89.4%減になっております。

次に、箱の森にありますバーベキュー広場、こちらは109.9%、若干の減でございします。

ちょっと順不同で申しわけございません。

以上です。

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございしますか。

田村委員。

○田村委員 同じところですけども、観光施設使用料の総額ですね。これを、比較可能なところで構わないんですけども、過去で一番、最高に計上というか、使用料が多かったのは幾らぐらいで、いつかというのがわかれば、教えていただきたい。

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

質疑はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 36ページにいただいて、ここでローダー用のスノープラウを5万4,000円で売却したと伺ったんですけども、売れるということは、まだ使えるものだったんだろうと思うんですけども、これはどういうもので、結局ほとんど使わなかったのかどうか、その辺だけ教えてください。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 この5万4,000円で売却したというものにつきましては、タイヤローダーにつけるアタッチメントでございますが、冬用のスノープラウ、雪を押すための頭に、頭というか、通常、ローダーといいますか、こうやるやつがあるんですが、雪をかくのに、スノープラウといいまして、押すためのアタッチメントなんです、それについては除雪にしか使えないということで、今回このローダーにつきましては、堆肥センターのほうでこの後使いたいということで、壊れていたものですから、その頭だけが残ってしまいま

たので、使えるといいましても、機械がないと使えないものですから、スクラップ代みたいな、鉄の塊的なものでございますので、この頭の部分だけ誰か買っていただけませんかということで、業者さんに3社見積もりいただきまして、それで入札で売却したということです。

○鈴木委員 よくわかりました。ありがとうございます。

続いてよろしいですか。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 236ページの中段の華の湯、60事業で、前年度の比較で56万7,562円、主に修繕費ということだったんですが、もうちょっと詳しく教えてくださいいただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 華の湯のほうの修繕ということだと思っておりますが、華の湯の男女の浴槽の入り口のハンドガードのドアが壊れましたので、その修繕が32万9,400円です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そこは書いてあるので、ハンドガードってどういうもので、どういうふうな使い方して、どういうふうな修繕することになったのか。この32万9,400円の金額になった内容、それを聞きたいんですね。ドア修繕だけで32万9,400円なんだけれども、よくわからないんだ、そのハンドガードが。

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 同じページで、その下の70事業のところなんですけど、これ多分、説明受けていなかったと思う、減額の84万8,000円。これは、どういうことで去年より減額になったのか。説明はなかったと思います。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 それにつきましては、箱の森プレイパークの修繕料が、災害に伴っての被災がありましたので、そのほうの金額がなかったので減額になりました。

○鈴木委員 了解しました。ありがとうございます。

続けて、238ページの、やはり湯っ歩の里が金額がふえているのと、利用者数の延べ人数等があるんですけども、これは前年、ちょっと落ち込みがあったようですけれども、前年度の数字と、今2つ質問になっちゃいましたけれども、教えてくださいいただけますか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 前年度よりふえたというのにつきましては、ここの機械器具のポンプを新しく買ったものですから、それがふえた金額の原因というか、増えました。

〔「あと利用人数ですね、前年度。27ですか」と言う人あり〕

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 27年度のデータでよろしい……

○鈴木委員 そうです、はい。

○君島産業観光建設課長 5万6,053人になります。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○齊藤委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。私のほうからは以上で結構です。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 若干、全体的なことでもちょっとお聞きしたいんですけども、今、湯っ歩の里とか、いろいろ指定管理者をお願いしているというときに、委託料の設定はどういう形で設定しているのか。

それと、もう一つは、非常に今、徐々に、全体的に見ると入場者数が減っているというときに、その人たち、委託された人たちが、入場者数を増加させるために努力しているのか、それとも、その努力は塩原支所に責任があるのか、どっちで責任を分担しているのか。そこら辺をちょっと教えていただければと思います。

〔「できればその他のほうで……」と言う人あり〕

○小島委員 その他のほうがよかったですね。じゃ、その他にしましょう。

じゃ、委託料だけ……

○齊藤委員長 じゃ、最初のほうだけ、答弁させていただきます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 指定管理料の金額の算出につきましては、前回というか、今は3年間の契約になっているんですけど、その前の契約のやった3年間、5年間の実際にやった金額の平均で出すと。それで算出したものです。

○齊藤委員長 よろしいですか。

田村委員。

○田村委員 また、12ページの観光施設使用料のところなんですけれども、もみじ谷大吊橋が4,000万円を超えて、稼ぎ頭になっているかと思うんですが、これもわかればというか、28年度は17万2,000人ぐらいですけれども、過去の推移というか、一番多かったときはどのぐらいの利用人数がいたのかということと、あと、ここの使用料って、よく知らないんですけども、幾らで、過去に値上げしているとか、そんなのがわかれば知りたい

んですけれども。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 平成12年度が一番最大で、59万9,441名です。オープン当時になります。

○田村委員 そのときの利用率……

○君島産業観光建設課長 1人200円になります。

○田村委員 今はどう……

○君島産業観光建設課長 値段は変わっていないです。市民が無料に。見せると渡れますので。最初から……

○齊藤委員長 よろしいですか。

田村委員。

○田村委員 付随してというか、時代が時代なので、例えば値上げするとか、無料じゃなくするとかしたら、もっとふえるような気がするんですけども、そんな考えはありますか。

○齊藤委員長 一応決算なので、そういうことを考えなかったのかどうかという質疑でございます。28年度の決算のときには値段を検討しなかったのかという質疑でございます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 28年度の段階では、使用料につきましては検討もしていませんでした。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 聞き間違いかなと思ったんですけども、253ページの8款2項2目の道路除雪対策事業のときに、降雪量がふえたので金額が減りましたと聞こえたんですけども、それで、どういう意味かなと思って、ちょっと理解できなかったんですけども。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 全体の金額につきましては、前年度よりもトータルでは予算は減っていま

す。ただ、除雪費、委託料につきましては、降雪量が多かったなので、倍以上ふえておりますというように……すみません。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 委託料がふえているということは、金額が減った原因ではないですよね。

○君島産業観光建設課長 違います。

○森本委員 だから、金額が減った原因は何かというつもりで聞いたんですけども、それが委託料がふえたというのは、説明にならないかなと。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 27年度につきましては、除雪の機械を買いましたので、備品のほうの金額が莫大なお金だったものですから、それで減額になっております。すみませんでした。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 228ページの工業団地の管理事業、2003事業、委託料として、雨水管渠のテレビによる調査事業を行っているわけですけども、これの実績として、どのぐらいの距離数を行ったのかお聞きします。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 全体で1,167m、管の中の調査をさせていただきました。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 残りはどのぐらいあるんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 1,853mぐらい残っております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 これ、新年度予算と関係しちゃうので、ちょっと外れる可能性がありますけれども、新年度予算では、単独でのテレビによる調査業務としての予算は計上されていないんですよ。草刈りと合わせて、700万円程度の予算が計上されていたんですが、そうすると、1,853mの残りについては、どういうふうな考えを持って進めるのでしょうか。

今回、1,167で、問題箇所がどのぐらい生まれたか。それによっては、当然そこに工事費を費やさなくちゃいけなくなるわけですが、それもあわせてお聞かせください。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 今年度、29年度につきましては、800mほど実際にやる計画になっております。残りは次年度調査というふうな考えをしております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 それで、繰り返しになりますけれども、28年度の決算で出てきている1,167mで、問題箇所はどのぐらいあったでしょうか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 全部で3カ所になっております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 じゃ今後、この3カ所についての修繕ということで、予算が上がってくるという理解でいいですか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 全体で3カ所のうち1カ所につきましては、東電さんのアース線の支柱が管に刺さってましたので、それは東電さんのほうに直していただきました。既に直しました。アンカーが打たれていて、貫通されていたと。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 もしわかったらですけども、その東電のアンカーを入れたのは、いつごろだったんですか。何かちょっと恐ろしい話だなという。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 正式にいつごろというのは、ちょっと私たちが聞いていなかったんですが、平成に入ってからだという話しか聞けなかったです。

○吉成副委員長 わかりました。了解です。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありませんので、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

◇

◎認定第7号の説明、質疑、討論、
採決

○齊藤委員長 続きまして、認定第7号 平成28年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

君島課長。

○君島産業観光建設課長 (認定第7号について説明)

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 最後の90ページですけれども、公債費のところ、元金を返しているようすけれども、今の段階で、あと何年で返済をする予定ですか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 ちょっと手持ち資料として持ってきていないので……

○鈴木委員 じゃ、残高と……

○君島産業観光建設課長 あと何年か……

○鈴木委員 はい、それだけ。ちょっと興味あったので、すみません。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

君島委員。

○君島委員 85ページのところで、市営温泉使用料現年度分で99.3%というんですけれども、これはどこの源泉の分ですか。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 市営温泉の使用料の2つありまして、一つが塩原ガーデンさんになります。それと、もう一つが塩原山荘さん、古町にある旅

館。

○君島委員 はい、わかりました。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 これ、具体的に名前が出ちゃったんで言うんですけれども、ガーデンの部分については、不納欠損の処理はしない、今回のやつでは不納欠損処理されていないんですけれども、不納欠損処理は、これはすべきものではないかと思うんですが、どうなんでしょう、その辺の検討については。

○齊藤委員長 君島課長。

○君島産業観光建設課長 今、検討中というか、まだ検討中でございます。

○君島委員 わかりました。はい、いいです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、続きまして討論に移ります。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第7号 平成28年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

産業観光建設課所管からの審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

小島委員。

○小島委員 (観光施設の利用者増について)

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 (導湯管の修繕について)、(使用料の不能欠損について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 (観光施設の数値目標について)

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 (温泉事業設備の基金の積立てについて)

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 (もみじ谷大吊橋の料金について)

○齊藤委員長 ないようでしたら、執行部の皆様の方から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で産業観光建設課の審査を終了といたします。

これで、塩原支所の本定例会における審査は終了となりますが、塩原支所全体として、何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 では、これで塩原支所の審査は全て終了となります。お疲れさまでした。

ここで、昼食のため休憩といたします。午後1時より再開いたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 零時56分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎総務部の審査

○齊藤委員長 これより総務部の審査に入ります。

初めに、総務部長からご挨拶お願いいたします。

○伴内総務部長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎総務課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから総務課の審査に入ります。

総務課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第80号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第80号 那須塩原市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

田代課長。

○田代総務課長 (議案第80号について説明)

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 権利の問題で過去に、これにひっかかって、情報公開を求めてきたんだけど、今度は誰でも何人でもできるんですけども、そうじゃなかった事例なんかの確認はありましたか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 もちろん、何課の何というような具体的な事例をこの場で言いませんけれども、やはり、市内に住所を有していない、もしくは在学・在勤者でないというようなことで、開示請求ができなかったという例はあると聞いております。

○鈴木委員 結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 今回の情報公開条例の一部改正については、本市にはこれが、議会が通れば10月1日施行ということになるわけですけども、先ほどの説明から大まかわかりますけれども、結局、第2次総合計画の中で、より開かれた行政ということで、今回のこの改正、この後は個人情報のほうにも入っていきますけれども、なったということなので、他市においては既にもう、これ自体の改正って、結構多くの自治体が改正していますよね。本当に、4月1日から施行したところがかなり多いんだと思うんですね。

その差というのは、先ほど課長の説明にあった、第2次総合計画については3月議会で通って、計画になっているわけですから、それを待ってということなわけですか。もっと言えば、6月に改正を提案することも可能だったと思うんですが、そこはどういうことですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 今回の情報公開条例の一部改正に当たっては、私どものほうで、弁護士の先生方を委員とした情報公開の審議会、こちらにもこの条例案をごらんいただきまして、意見をいただきましたところでございます。そういった手続を踏んで、今回、6月ではなく、9月に条例改正ということで上程をさせていただいたところでございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、今回、この一部改正の案ができ上がったのはいつになりますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 案ができ上がったのは7月ごろということでございます。

○吉成副委員長 わかりました。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第80号 那須塩原市情報公開条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第81号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 続いて、議案第81号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

田代課長。

○田代総務課長 (議案第81号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

高久委員。

○高久委員 先ほど、個人識別符号ということで、旅券とか運転免許とか、指紋、こういう符号なんですけど、個人識別符号の中に、当然マイナンバーも入るといふことでよろしいですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 委員おっしゃるとおり、個人識別符号にはマイナンバーも含まれます。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

森本委員。

○森本委員 これ、個人情報の保護条例ということ、個人の権利、利益と、あと公の利益という部

分が含まれると思うんですけども、この条例を改正するに当たって、業務で多少、例えば難しくなるとか、そういうことというのは想定はされますか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 今般の法律の改正に伴いましての条例改正ということで、個人情報というものは何ぞやという定義を明確にすることで、なお今後、個人情報の保護に、厳重になるといいますか、推進といえますか、厳重管理できるというようなものに寄与するものと考えております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 説明があったように、個人情報の定義というものを明確化する。もう一つ、要配慮個人情報の定義も新設されたということなんですけれども、ここでいうところの、例えばこれまでであれば、人種とか信条とか、宗教的なものとか、それから犯罪歴とか、そういったものは、現状の中では、社会的差別というような捉え方をされていたわけなんですけれども、今回の場合、これを要配慮個人情報というふうに定義をしたということは、より、そういったものが個人情報として守られるという理解でいいんですかね。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 今回、要配慮個人情報を収集してはならないというような規定文になっておりますので、副委員長おっしゃるとおり、こういった要配慮個人情報というものを定義することによって、より厳重に守られていくものと私は考えます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 例えば、犯罪を犯しましたと。当然、その犯罪に対しての罰を受けて、それが刑事罰であれば、全てその刑事罰はしっかりと全うしましたと、それで社会復帰しました。その情報自

体は、今後は間違いなく守られていくと。ところが、これまでは、そういった情報というのは、非常に流れやすい情報だったと思うんですね。でも、今回は、この要配慮個人情報にそれが入ってきて、今後は守られるというふうなことになっていくのでしょうか。

ただ、これ自体は、個人が公開しても構いません、情報として出してもいいですよということになれば、そこは出してもいいというふうな理解になるんですか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 もちろん、ご本人が意思を持って公開をするということであれば、それは私どもも、とめるということとはできないんだと思うんですが、まずはこちらで禁止しているのが、収集の制限ということで、そういったセンシティブな情報、おっしゃるように犯罪歴であるというようなことを収集してはならないというようなことで、繰り返になります。通常の個人情報に比べて、一層厳重な取り扱いをしなければならないものということで明確にしたというふうに理解をしております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第81号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続いて、議案第84号 原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定の締結についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

田代課長。

○田代総務課長 (議案第81号について説明)

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 これは、常陸大宮市と、ここにある、関係している7つの市町があると思うんですけども、これは、受け入れ側は一つの固まりとして、常陸大宮市から要請がぼんと来たら、全体で協議をして対応するのか、例えば、単独で那須塩原市がその都度、ここで書いてある、受け入れ要請があったときに那須塩原市は単独で認めるという意味かということ、単独の行動は自由なんですか。

それから、常陸大宮市から要請をするときは、ここにある、関連のところ全部に同じように要請を出すのか、とりあえず少ないから、じゃ大田原市さん矢板市さんだけれどもとかと、そういうやりとりはどういうふうになるのか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 今回の県外広域避難の前提となりますのが、原子力発電所による事故で、市内から避難をしなければならないと、常陸大宮市から避難をしなければならないということなので、また、今回の栃木県の7市町につきましては、常陸大宮市のブロック別に、何とか小学校区はどこそこ、何とか小学校区はどこそこというような形での区割りでございますので、たまたま避難をするのが那須塩原市が受け持つところの校区だけというふうな状況は考えづらいんですが、そういうことであれば那須塩原市にだけ来るんでしょうけれども、基本的には、そういう事実があれば、一斉に避難をしなければならないというようなことで、那須塩原市単独でどうこうということはちょっとなく、常陸大宮市が避難を決定したということであれば、それは常陸大宮全市内の、要は原発から30km以内の市民の方が全部避難をするというような形に原則なろうかと思っております。

よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 おおむねわかりました。

今ちょっと聞いている中で、ブロックと言っていたんですけども、今、既にブロック分けができてきているのか、それは起きたときに、この先の中でこれから決めるのか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 既にブロック分けはできておまして、当市の、先ほど受け入れ避難者数1万679人と私、申し上げましたが、具体的には大宮北小

学校区3,827人、大宮西小学校区4,173人、大賀小学校区2,679人という、この3つの小学校区の市民の皆さんが私どもに避難をするということで協議が調っております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。

これはちょっと蛇足的で、あれなんですけれども、人口、この市町村の名前の書き方とか、後ろの契約のときの平成何年何月何日の後、一番最後に常陸大宮市長が判こを押すところあるんですけども、この順番で余り関係ないんですよ、本当は。だけれども、那須塩原市が3番目あたりに来た、ほかに矢板市とかさくら市とか、いろいろあるんですけども、これって、つまらない話ですけども、もし答えられたら。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 こちらの並び順は、俗に県政順ということで、県内の市町村の名前の順番ということで、あらかじめ決まっております、1番が宇都宮で、今、最後是那珂川町になるんですかね。その順番に合わせて該当する市町を抜き出したのが、恐らくこの順番ということになっているかと思っております。単なる人口順とか、そういった並び順ではないというふうには私は理解しております。

○鈴木委員 了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 那須塩原市の受け入れ人数は1万679人ということなんですけれども、今回、7市町全体では何人ぐらいになるのでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 今回、常陸大宮市全体で避難をする人数は、約3万9,000人になっております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 先ほど鈴木委員のほうから質問があったように、小学校区のブロック分けになっているというふうなお話でした。

そうすると、それぞれ、ほかの6市町も当然ブロック分けでやるわけですね。人数の受け入れというのが、本市が間違いなく、3万9,000人ですから、そのうちの1万人ということは一番多いでしょうから、その振り分けというのは、那須塩原市であれば、にしなすの運動公園、体育館あたりが避難場所になるのは、往々にしてわかるんですけども、そういう避難場所の関係もあって、人数の振り分けというのがなされたんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 先ほどの1万何がしというような避難者の数字は、まずは、このお話があった中で、各関係市、どれぐらい避難所として提供できるかというようなことが最初にありまして、そこで、茨城県と常陸大宮市、栃木県、そこでの協議によって、なおかつ、こちらの避難所の数と学区内の避難をしてくる方の人数、そういったものと調整をしまして、今回の調整となったと聞いております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、本市はこれだけ受け入れ可能ですよとか、そういった、那須塩原市さんはどうですかとか、そういう打診は、言うなれば県からということになるんでしょうけれども、今の話からすると。あったんですか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 この話は、まずは、常陸大宮市直接ということではなくて、茨城県から栃木県のほうに話があって、栃木県から私どものほうに話があってというようなことで調整をしてきたところでございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 それはわかりました。

そうすると、先ほど言ったように、避難の受け入れ場所としてはどちらになりますか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 それでは、避難の受け入れ場所と避難方法について、すみません、私のほうから若干説明をさせていただきます。

委員が先ほどおっしゃられましたとおり、まずはにしなすの運動公園を中継所兼基幹避難所としております。こちらの常陸大宮市の避難計画におきましては、基本的に国道400号を使用してくるというようなことから、私どもの中継所ということで、まずにしなすの運動公園に、そこから避難してきた方は一旦集まった上で、市内の20の避難施設に分散して避難をしていただくというような形になっております。

この私どもの市の避難施設の基本的な考えでございますが、基本的に、県外広域避難となりますと、やはり短期の避難終了というのは、なかなか考えづらいところがございますので、あえて学校は外してあります。こちらから受け入れ可能としている避難所につきましては、学校を除いて、市内ほぼ全域になってしまいますが、20施設を想定しているところがございます。

具体的な施設名を若干述べますが、大きいところでいけば、黒磯いきいきふれあいセンター、黒磯運動場、もちろんにしなすの運動公園、三島公民館、こちら辺が大きいところがございます。また、小さいところとしまして、ハロープラザ、宿泊体験館メープル、旧金沢小学校、こういった市内の避難施設を合わせまして、トータルで、先ほどの人数を収容可能というふうに見たところでございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 わかりました。

2011年3月11日、あの際に、福島から那須塩原へたくさんの方が避難してこられて、実際に那須塩原駅東口が大パニックになってしまって、車も一時置きっ放しの状態で、そこから避難された方がたくさんいらっしゃったという、こういう実体験を我々しているわけですね。

今回、そういったことも多分念頭にあって、明確に避難所化するとやられたことだと思うんですが、これは最終的には、いざ避難となった場合には、先ほどの説明からいくと、直接常陸大宮市からじゃなくて、県を通じて避難の連絡というのが入ってくるんですか、それとも直接入ってくるんですか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 この協定締結後に、そういった事態が発生した場合には、この協定をもとに、常陸大宮市から直接、私どものほうに連絡があるということになるかと思います。

その際には、第3条にありますとおり、基本的には文書によって受け入れを依頼してくるものですが、緊急時には口頭によっての要請というようなことになると。これが、第3条第2項において規定をしているところでございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 先ほど、全体で3万9,000の方が避難してくるといふふうにおっしゃったんですけども、これは7市町に来る人数ということですかね。先ほどあった30km圏内の、茨城県内の避難するところに入り切らない人が、こちらのほうに来るといふ説明があったかと思うんですけども、そうすると、3万9,000人は全て栃木県、この7市町に来る人が3万9,000人、それとも全体でということですか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 常陸大宮市については、避難をしなければならない人が3万9,000人なんですが、それは全部栃木県に避難ということで、一応県の避難計画の中では、例えば14市町ありますので、何々市は福島県と県外とか、何々市は茨城県内だけの避難とか、どこそこは、どうでしょう、埼玉県とか、栃木県の県南とかというような、いろいろパターン分けになっていまして、常陸大宮市については、全部が栃木県の7市町に避難をしていくというようなことでございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

玉野委員。

○玉野委員 これ、今審議しているわけで、合っているかどうかというのは、とめてもらってもいいんですけども、東京電力がある位置と、ひたちなか市の位置と那須塩原市の距離からすると、那須塩原市のほうが近いかもしれないですね。方向性もそんなに変わらないね。東風というかな。ひたちなか市が避難するときは、那須塩原市も避難の対象に入るんだろう。

○田代総務課長 常陸大宮市ですね。ひたちなか市は姉妹都市です。

○玉野委員 常陸大宮市ね。そんなに角度ないから……まあいいです。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 こちら、冒頭にも言いましたが、今回の対象となる原発が東海第二発電所ということで、今休止している施設かと思うんですが、ここで事故があったというような計画でございまして、その点だけはよろしくお願ひしたいと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第84号 原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定の締結については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

田代課長。

○田代総務課長 （議案第71号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 一応、議場での質問、質疑の中で大体話は聞いているんですけども、一応、現状を改めて確認をさせていただきたいんですが、ここの、まだ契約はこれからでしょうから、最終的な金額は決まっていないんだろうと思います。

その中で、あのかのときの面積が7,894㎡だったかと思うんですが、それに対する今の土地の購入予定の予測的な金額というのは、土地だけで幾らになりますか。それで、できれば坪で教えていただきたいんですけども、坪単価で。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 坪単価ということでございますので、坪単価4万920円でございます。また、購入費用全額につきまして、予定の金額につきましては、9,862万9,600円でございます。

ただ、1点だけつけ加えさせていただきますと、この補正予算の積算に当たっての面積は、測量前の面積でございますので、実際に購入する面積とは若干異なりますので、その点はお含みおきいただければと思います。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、市の税務課の課税標準額、この近傍の宅地の価格は幾らでしょうか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 すみません、本日手持ちの資料では、その評価額のほうはちょっと持ち合わせておりませんので、もし必要であれば、確認の上、ご報告をさせていただきます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私のほうで事前に税務課のほうに確認しています。宅地ですと、平米で1万円というよ

うな形でお答えいただいています。これは実勢価格の7掛けぐらいでしょうから、それを坪に直すと、1万円掛ける3.3割る……そうすると、あそこは、実勢価格だと4万7,000円ぐらいで市は見ているものを、課税標準として1万円にしているようです、どうもね。

宅地という場合の、逆に実勢価格でいうと、今度、あの辺の不動産屋さんで売っている物件をちょっと聞いたらば、多少条件違う、宅地だから狭いですが、要するに造成で仕上がっている土地、この場合は農地で、これから造成をかけて、擁壁をつくって土を入れたりとかすると思うんですね。いろんな排水処理して、つくらなきゃいけないと思うんですけども、造成費がない状態で約4万円ですよ、購入しますと。

でき上がっている、造成が終わって、水道もいつでも、建築すればすぐつなげるような状態のところ、住宅でしたけれども、3万3,000円でも売っているところがありますよというふうに聞いたんですね。

実勢価格というのは、逆に、農地は更地でやると、例えば、名前は出さないけれども、不動産会社が農地で、そういった更地、まだ造成もしていない土地を買って、測量して造成かけて、営業かけて売るとするのは、それだけでも2万円、3万円乗ってくるんですよ。そうすると、逆に4万円で売ろうと思ったら、2万円ぐらいで買って合わないかもしれないという、民間の場合は、ばくち的なところがあるんですけども、これは造成前の単価として、この金額が正しいかどうかというのは、適正かどうかというのは、一応審査をしてというか、不動産鑑定士か何かに出していると思うんですけども、その辺の出すに当たってのデータというか、情報というか、そういったことはどのように、金額を査定するに当たって、

どのような情報でこういう金額になっているか。

本当はその書類を見たいと私は思うんですけども、まず、その書類は見せていただけますか。査定に対する。

じゃ、この坪でいうと4万円何がしになった計算根拠というのは開示いただけますでしょうか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 ご質問は、この計算根拠を見せられるかということだけでよろしいですか。

○鈴木委員 まずそこですね、はい。

○田代総務課長 これは、不動産鑑定士のほうから提出をいただいたものでございますので、そこに我々の手は特に加わっておりませんが、まだ購入前ということでもありますし、この段階で、申しわけございませんが、鑑定書そのものを議会に提出するという考えは、申しわけございませんが、ございません。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

行政が買うので、必ずしもたたいて買いなさいということではないんです。市民の立場としては、なるべく経費をかけないで、消防署はつくってほしいという気持ちを皆さん持っているんじゃないかと思うので、これが、できればなるべく、先ほど言ったように、実勢価格はでき上がりで4万円ぐらいで、周辺は売っているのではないかなという中で、小さいものの差なんです。大きくすると、本当は不動産業界で、もっと安く買い入れてやるというのが通常なので、これだけの広域なところを更地のまま4万円を超えるというのは、私の感覚では、個人的な感覚になってしまうかもしれないけれども、とはいいいながら、私は知り合いの不動産会社にも確認、黒磯と西那須野でちょっと問い合わせ確認したら、結構いい値段だということ聞きながら、ここで

質疑させていただいていますけれども、これが高いのか安いのかというのは、内部的には、そういう判断はしないで、不動産鑑定士の書類のみで金額を判断されているのでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 私どもは、不動産鑑定士に委託をかけたという以上は、その委託からの鑑定結果を信頼しておりますので、というような回答をさせていただきます。お願いいたします。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 不動産鑑定士が幾らという、市の、行政の本当にこういったことはわからないですけれども、行政がこういった土地を買うときは、不動産鑑定士さんがこれと言った場合は、もうちょっと、こんなに高いんですかとか、そういった鑑定士さんへの、何というのかな、現状もうちょっと周辺は安いんですけれども、どうなんだろうというような問いかけみたいなことはやらないで、出てきた金額そのまま、はい、ごもっともですという形で、黙って受け入れるものなんですか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 これはあくまで一般的にというお話でございますけれども、もちろん私どもが委託をする不動産鑑定士の方々は、実勢価格であったり、そういった周辺の価格であったりというものを、国家資格だったと記憶しているんですが、そういった観点から、信頼を持って計算をさせていただいているというふうに思っておりますので、その、あくまで依頼をして出てきたものというような形で、不動産の鑑定結果は信頼していると私は考えております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

不動産鑑定士というのは、市としては、依頼する不動産鑑定士さんというのは、不動産鑑定士さんは国家資格ですよ。何人もいると思うんですけども、市は特定の人に依頼をしているのでしょうか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 もちろん特定の人、必ずこの人にだけ頼むというようなことはないと思っております。

今ちょっと、具体的にお答えする資料がないものですから、あれなんです、基本的には適正な手続をもって、不動産鑑定士にお願いしていると思っております。

○鈴木委員 はい、結構です。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

森本委員。

○森本委員 これ、本会議のときに相馬議員が、用地の購入時に、当初1万㎡を想定していたということで質問があったかと思うんですけれども、設備として、残り2,000㎡削るときに、どういった設備を削減しての、8,000㎡弱ですよ、7,894㎡におさまることになったのかというのをご説明いただけますか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 実際の詳細設計は、これからになりますので、この8,000㎡弱というような敷地面積に合わせた施設設計という形になります。その上で、これまでの基本構想ということで、単純に、何々はこれくらい必要だよというような大ざっぱな見込みで言うておりましたのが、議会でもうちの部長が説明しましたとおり、およそ1万㎡程度というようなことでございます。

この後、実際に使っていく消防のほうでも、8,000㎡で大丈夫といたしますか、了解を得て、こ

の面積でございますので、今後、恐らくは駐車場の一部であるとか、もろもろの施設のやりくりをした上で、この施設、敷地面積の中で、立派な消防署を建設するというような形になろうかと思えます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 消防署のほうで承知しているということで、大丈夫だと思うんですけども、もともとは1万㎡必要だと思っていたということは、例えば駐車場とかであれば、近くに空き地が見つかったら、例えばそこにその分、ちょっと2,000㎡でも、歩いてすぐのところだったら用意するというような、そういうこととかというのは可能というか、考えられることでしょうか。将来的にですね。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 現段階では、もう建てる前から足りないの、ここに駐車場を確保しますとか、そういった話はありません。あくまで、先ほど申し上げましたとおり、これからの詳細設計の中で、この敷地で賄える施設を設計していくというようなことになろうかと思えます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点がございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 この黒磯消防署の建てかえについ

ては、今始まった話ではなくて、私が議員になって間もない平成9年の当時から、建てかえに向かって視察等も行っていました。一時は建てかえが迫っていた時期もありましたが、残念ながら、そのときの社会事情があったりということで延び延びになって、なおかつ平成17年、合併があって、また延びてしまったという経緯があります。

そして、情熱を持ってやってきていただいた栗川元市長がああいう形になってしまったということもあって、またおくれてしまったと。おくれにおくれてきたのが、この黒磯消防署なわけですよ。それから考えれば、やっどこまでたどり着いたかなという、私自身、本当に感慨深いものを感じています。

ぜひ今後は、せっきやくここまで来たわけですから、頓挫することなくスピーディーに、建てかえに向かって、執行部側の努力も、今後、もちろん那須地区消防組合ということが主体でありますけれども、そうはいっても、この那須塩原市につくる施設ですので、ご尽力いただければと思います。

賛成の意を込めて討論いたします。

○齊藤委員長 ほかに討論はありませんか。

玉野委員。

○玉野委員 この場所を、狭い広いというのはありますけれども、機能性とか立地という場所で、いい場所なんだなと思っています。ぜひ進めてもらいたいと思っています。

○齊藤委員長 そのほかありませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補

正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

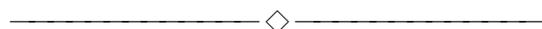
ここで一旦、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

田代課長。

○田代総務課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 183ページの放射能対策事業の件なんですけれども、今回、6月の議会のときに間違っ

て支出したという決算の話がありましたけれども、

その決算の種類は、どんな形でこの決算書にあらわれているか、お伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 過去の事業の誤りを今年度、平成29年度、是正をいたしましたので、決算上の取り扱いは平成29年度ですので、来年のこの場所ということになろうかと思えます。

○小島委員 ご説明ありがとうございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

質疑はございませんか。

森本委員。

○森本委員 281ページ、9款消防費、1項5目のところの水防対策費のときに、先ほど、ほぼ前年並みというふうな説明だったかと思うんですけども、見ると倍ぐらい違うんですけども、これは。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田代課長。

○田代総務課長 前年並みはちょっと言い過ぎだったかもしれませんが、執行残が3万1,185円ということで、原材料費、通常であれば、土のう袋を買ったりというような事業形態になりますが、昨年度につきましては、砂を買ったのみということで、おおよそ済んでしまったということでございます。説明が足りなくて、まことに申しわけありませんでした。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 279ページの一番下の消防自動車整備事業で、1,624万3,970円、これは、消防車車両1台分ということよろしかったでしょうか。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 こちらは消防ポンプ自動車1台ということで、1-7という部署に配備をさせていただきました。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ、その次のページの下に、塩原支所のところにも車両1台……これ、塩原支所の話なんですけれども、間違っていたらすみません。これも消防車両かなと思ったんですけれども、装備的にはどういう違いというのが、やっぱり違うんでしょうかね。

○齊藤委員長 田代課長。

○田代総務課長 塩原支所の購入車両については、申しわけございませんが、ちょっと何も情報を持っていないので、これがどうかというのはちょっと回答できませんけれども、市で買っている消防ポンプ自動車は、ポンプ自動車と小型ポンプつき積載車という2種類を購入しております。それぞれ、消防ポンプ自動車というのは自動車の中にポンプを内蔵しているもの、それに対しまして、小型ポンプつき積載車につきましては、いわゆる可搬ポンプというものを積んでいる、それを取り外して使う車両ということで、車両のタイプは違うので、金額も違ってくる場合もあるとは思っております。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議題について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論へ移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 総務課所管の審査事項は以上となります。その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部のほうからは何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で総務課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時28分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎財政課の審査

○齊藤委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

財政課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

田野課長。

○田野財政課長 （議案第71号について説明）

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 4ページの新庁舎整備基金積立金6億円ですけれども、これまでのものを含めて、現在の積立額というのはどのぐらいになっているか、お願いします。

○齊藤委員長 田野課長。

○田野財政課長 こちら、新庁舎の整備基金につきましては、今回の補正額を合わせまして34億7,375万9,000円に、今のところ見込みということになっております。

○小島委員 ありがとうございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 今、小島委員のほうから新庁舎整

備基金積立金の話が出ましたが、今回積立金として6億円を計上したという、この6億円にした理由をお聞かせください。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田野課長。

○田野財政課長 今回、6億円という金額につきましては、前年度の繰り越し分ということで出てまいりました数字というものが21億4,000万円だと。地方財政法の7条にも半分を下回らないようにと。そういう中で、今回の9月の補正歳出予算の額というものをあわせ持った中で、今後取り組むべき庁舎のほうの建設に係る積立金というものを今回、数字的に6億円という形で、金額的に生み出したということになっています。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 この新庁舎整備基金積立金を最優先にした理由をお聞かせください。当然、基金というのはほかにもあるわけですから。

○齊藤委員長 田野課長。

○田野財政課長 今回、新庁舎の整備基金というところで積み立てを考えさせていただいた分につきましては、全体的な合併に係る特例債というものの残高という部分も踏まえて、今後、実際の庁舎整備に係る金額につきましては、現時点で明確な数字が出されていないようでございますけれども、その中で、合併の特例債の使用すべき部分と、それから、合併特例債の可能な部分というのを見きわめた中でということなんですが、具体的な部分については、中長期の財政の見通しを現在、指定している等を含めた中で考えているという中で、ここで計上しました6億円については、最低限度の部分ではないかということで積み立てをしているところでございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 その件は了解しました。

下の1項14日の本庁舎管理費で、工事請負費、大会議室の空調の整備更新ということで500万円上がっているわけですが、これは当初にできなかった理由、その時点では、先ほどは暖房がきかないんだというお話だったんですが、それが当初後にわかったということですか。

○齊藤委員長 田野課長。

○田野財政課長 今回、9月の補正で計上させていただいたところの大きな理由につきましては、平成29年度の当初予算編成後ということで、3月末ということで、こちら、調子が悪くなってということでの対応ということで、今回9月ということでの、寒くなる前に対応していきたいということでの計上となっております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 500万円ですから、結構大きな金額になっているわけですが、具体的には、この空調というのは、どういう形になっているんですか。

○齊藤委員長 田野課長。

○田野財政課長 今回、大会議室につきましては、委員の皆様ご存じのとおり、201と202という会議室になってございます。こちらの機械につきましては、201と202の間で、環境管理課さんのほうに出てくるところの右手側に設置がなされてございます。そこにある機械からパイプを通して、空調ということで、頭にこういった吹き出し口があるという形のものになってございまして、その形のもを今回、機械を取り外しまして、新たなものを入れるということになりますけれども、今回の空調機については、取り出し、空気の入れ口等については、窓側と申しますか、変えるという形での、今回改修を考えているということで、若干今までのものとは形態が違うというものになってございます。

○吉成副委員長 了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市

一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

田野課長。

○**田野財政課長**（認定第1号について説明）

○**齊藤委員長** 説明ありがとうございました。

ここで、会議の途中ですが、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時33分

○**齊藤委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

小島委員。

○**小島委員** 一つ、まず87ページ、PCBの特別調査業務というのが、これ、ここだけじゃなくて、いろいろなところでPCBの特別調査が入っているんですけども、これは、28年度に限って調査業務が入った理由みたいのがあったかと思うんですけども、それと、今後もこのPCB調査業務というのは入るものなのかどうか、ちょっと確認したいと思うので。

○**押久保財政課長補佐兼管財係長** 直接、環境対策課が担当になってはきます。環境対策課からの音頭とりという、最終的に高濃度のものがあると、今年度中に登録して、処理待ちの順番を決めないと、とんでもない処理費がかかってしまう。自前で、それに間に合わないということで、基本的にはやった形になります。

軽微なものは、まだ間に合うんですけども、

ただ、ほぼほぼもう、今年度やる、ちょっと環境対策課に確認しないと、細かいところまではわかりませんが、いつまでもいつまでもやるようなものではない。

○**齊藤委員長** よろしいでしょうか。

○**小島委員** はい、結構です。いろんなところに出てきているので、そういう、なのかなと思いましたけれども。

○**押久保財政課長補佐兼管財係長** 基本的には古い建物ですね。今現在は使われていませんので。

○**齊藤委員長** そのほかございますか。

吉成副委員長。

○**吉成副委員長** じゃ、65ページで、新地方公会計制度で、平成28年度、日々仕訳システムということで、これ、栃木県は、当然といやあ当然かなと思うんですね。TKCという、ああいう会社があって、全国的にも今、ネットで見た限りでは、113の自治体でこれを導入していて、そのうち断トツ、栃木県が多いというデータが出ています。

実際にこの検証をやって、既にこれ自体は、運用はまずされているんですか。

○**齊藤委員長** 答弁を求めます。

田野課長。

○**田野財政課長** 今年度導入したという中で、運用ということで考えれば、スタートしているということになります。

形として、全部はもちろん、決算が終わった後に出てくるということになりますけれども、現時点で事務執行上、歳出の伝票なり切った段階で、必要な項目に仕訳をしていくということになってございますので、それを改めて財政サイドで最終的に確認をさせていただき、年度末、決算後に形として公表していくということになってまいります。

○**齊藤委員長** 吉成副委員長。

○吉成副委員長 この日々仕訳システムを導入したことによって、単純に考えて、日々ということだから、毎日というふうに捉えているんですけども、当然これまでは、一括でやられていたというパターンのほうが多いのかなという気はするんですが、そうすると、毎日の個々入力の意味なのか、そういうことを考えると、そんなに日の仕事量としてはふえてはいないんですか。それとも、やっぱり毎日なので、ふえているということなんですか。

○齊藤委員長 田野課長。

○田野財政課長 今回の仕訳システムについては、日々ということ、1件ずつの、そういった歳出の差し引きという業務をするに当たって、その場で仕訳をしていくということになるので、改めて業務量が膨大にふえていくということではないというふうに考えております。

ただ、適正な科目を選択するという部分について、なれるまでの若干の時間は必要なのかなとは思いますが、このときには、プラスアルファの時間が必要だというふうには考えてはいないところです。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 具体的に聞きますけれども、要は取引があったり、伝票が発生したり、そういう際に当然、その日のうちにこれを仕訳していくということ、いいんですよね。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

田野課長。

○田野財政課長 ただいまお話しいただいたとおり、請求が来た段階で、適切な科目から予算を執行するということですので、作業の中で仕訳がされていくということ、ご理解いただければと。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 これに関しては、先ほどの説明の

中で、2回ほどのセミナーに参加をされているということなんですが、何人ぐらいの方が参加されていたんですか。

○齊藤委員長 田野課長。

○田野財政課長 都合2回という中で、財政担当者2人ずつなんですが、同じ者が2人2回行って、こちらの研修を受けてきているということになってございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 じゃ、この件は了解いたしました。

じゃ、その上の、これはもう質疑、それから質問等でも出たんですが、部長のほうから答弁いただいている、経常収支比率を初めとする財政指数の件なんですが、眞壁議員の代表質問の際に部長の答弁にあった経常収支比率の説明の中で、ちょっと、ああ、そういうものまで含まれるんだという再認識をしたんですが、ここでいうところの、今年度についていえば96.7%、間違いなく上がっていること自体は事実なわけですね。

それに対して、実はこの中に政策的な、例えば市長公約でこれはやるんだと、それが政策的なものだ。その例として、ALTの全校配置、それから認定こども園の委託料等、そういったものが、実は経常的なものに含まれてしまうがために、この数値というのが上がってきているという説明だったんですが、これまで余りそういう説明を聞かなかったような気がするんですね。説明の中でも、例えば、毎回出されるこういう資料の中でも、そこにも出ているわけですが、そういう表現にはなっていないんですよね。

これ、もう一度改めてお聞きしたいんですが、その点についての説明をお願いします。

○齊藤委員長 伴内部長。

○伴内総務部長 代表質問の中でもありましたけれども、これまで各指標の中で、どうしても経常収

支比率というものが高いと。ほかは極端な話、すごく結果としては、いい数字が出ているにもかかわらずということで、正直私、財政、過去に経験した中でも、常に悪いと言われながら、じゃ那須塩原市、予算組めているのか、どうなんだという単純に考えたときに、本当に政策的なものも含めて、かなり事業としてはやっているんだと思うんです、予算の位置づけ上。

じゃ、どういうところが経常収支に反映されているのかなということで、ことし来てから、いろいろ財政課に確認した中では、どうしても政策的な内容のものでも、分類上、どうしても経常的な位置づけにならざるを得ないものもあると。そういったところは、やはり皆さんに理解していただく必要があるのではないかなという判断のもとに、今回、あのような形で説明をさせていただいておりますし、経常収支って、いろんな視点から見ますと、まだまだいろんな背景がありますので、とりあえずわかりやすい点から、まずご説明する必要があるかなということで、あえて今回説明させていただいたというのが理由でございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 そうであれば、これまでの経常収支比率の説明として、これは誰でも知っていることでしょうけれども、人件費であったり、扶助費であったり公債費、そういったものが経常的な経費で、地方税、そういったものの一般財源との宛てがう財政上の構造が、どうなっていくかという話になるわけですが、そうすると、どうしても経常的な経費というのが、人件費、扶助費、公債費等というふうになっちゃうわけですね。そこに括弧して、政策的なものの中にも一部、経常的な経費として含まれていますみたいなものがこの説明にあれば、非常にわかりやすいなという気はしたんですが、そういう部長の説明ですから、

今後はそういう見方をしていくんだなということで、ちょっと質疑にはなりませんけれども、再認識をさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 経常経費、質問する気なかったんですけども、出たので、ちょっと私も伺いたいんですけども、経常経費収支比率が、栃木県でいうとランクが低いほうであると。那須塩原市はぴりから1番目か2番目なんですけれども。

では、那須塩原市は項目で、扶助費なのか、いろんな項目あると思うんですよ、経常収支の部分、市に入るもの。その中で、どの項目が特に秀でて、経常収支が80台とか90台、比べて高いのかというのは検証していますか。

○齊藤委員長 伴内部長。

○伴内総務部長 細かな部分の検証ということで、今回の議会のやりとりの中でも、いわゆる扶助費であるとか、やっぱりほかの市町と特徴的に違うところは、やはり扶助であるとか、今お話出ているような、いわゆる科目上の分類、そういったところが特徴的だと思います。それと、一般財源がどれだけあるかというのも大きな要素になります。

そういった中で、現実問題、いわゆる臨財債の借入額というのは、例えば20億円、交付税の補填措置として、那須塩原市さん、該当しますよと言われた場合、20億円を発行すれば、今10億円しかやっていないわけですが、例えば20億円をすれば、10億円の一般財源が確保できるわけです。それ、分母がふえますから、単純に計算をしていくと、経常収支比率はぐっと落ちる。例えば、2億円で1%落ちるといような仮の数値を入れると、単純に10億円余分に借りれば、5%落ちるといような仮説もできるわけなんです。細かい数

字は出ないですけど。

そういうようなところで、本市がほかの市町村と比べて高いというのは、そういうような入りの部分での工夫、いわゆる借金しないよというような考え方で、一般財源をふやさないで、何とか頑張っていこうという一つの取り組み、歳入の部分の取り組み。歳出についても、政策的なものも入れながらも、分類上としても経常経費的な位置づけにしなければならないという、いろんな要素がある中で、今回出てきているということで、鈴木委員がおっしゃるような細かな部分、どこまで追跡調査しているのかということですが、本当にコンマ幾つとか、そこまではいかないまでも、大きな要因というのは、ある程度チェックはしているというのが現状でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その分母のほうに、臨時財政調整基金を調整しまして、10億円以内に抑えているのは知っています。大田原市なんかもっと、人口が少ないのに財政基金を多く入れているのも知っています。

だからそこで、それが入れば、財政調整基金は確かに下がるんですね。だけれども、そういったものを、よそのところも引いたときに、じゃ土壌を同じにしたときに、那須塩原市特有の事情って何なんですかと私は聞いているわけですよ。だから、今みたいにば一と言われちゃうと、はっきり検証していないので、わからないというように私は聞こえたんですけども、やっぱり扶助費が多いのか、じゃ扶助費の多い原因は何なのかとか、どこが多いのか。政策的経費が多いというのもわかるんですけども、本当に政策的経費が何%、98%のうちの0.5%なのかどうかというのを見きわめて、ここが実は多いんですというふうに見えて、ここに説明していただけると、検証していて、ああ、

なるほど、那須塩原市は経常経費が高いけれども、こういう原因なんですよと。これをやっているの、じゃこれはやめますか、だったらよくなりますよという話が出てくると思うんですけども、今みたいな説明だと、ちょっと煙に巻いたような感じがするんです。

○齊藤委員長 伴内部長。

○伴内総務部長 今、鈴木委員がおっしゃるような部分は正直持っています。ただ私、持ってきていないものですから、ここでは答えられないというのが現実ですけども、しっかり積み上げはしていますので、ぜひ別の機会にでも説明できればと思います。

○鈴木委員 じゃ、議会終わったら、そういった項目を文書にして、引き出しに入れてくださっても結構です。慌てなくてもいいし。文書というか表ですね、わかりやすく。

○齊藤委員長 伴内部長。

○伴内総務部長 文書、表について、どういう形で作るのがいいか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○鈴木委員 以上です。

○齊藤委員長 ちなみに、すみません、私独自でやったんですが、人件費が14.1%、扶助費が23.3%、公債費が10.9%なんですね、28年度は。

○鈴木委員 那須塩原市はね。

○齊藤委員長 はい、そういうことですね。

○鈴木委員 よそと比べて、どこが特徴的なのかというのを比較検討した上で。

○齊藤委員長 それはまた、扶助費のほうはまた聞いていただければ、多分課が変わるかもしれません。

それでは、小島委員。

○小島委員 何か、総務課のときにもちょっと、ことの6月のときの間違いは、29年度の決算にす

るということだったんですけれども、22ページからの国庫の補助については、今年度の予算で処理してあるというようなことが話されたかと思うんですけれども、これはどういう中での違いなのか、ちょっと確認だけしたいと思ひまして。

○齊藤委員長 田野課長。

○田野財政課長 ただいま小島委員からご質問いただきました特別交付税の関係になりますけれども、本来であれば、国庫補助金等の返還等については、今回やらないものを翌年ということになると思うんですけれども、特別交付税の制度上、過大・過少という部分の操作と申しますか、その当該年度中、今回発生した について、時点、つまり28年度中に、ある意味、概算という形にはなりませんけれども、本来交付すべき交付税のところから、その時点で、わかっている分だけ差っ引いちゃいますよ……

○小島委員 歳入だけはやったんだ。

○田野財政課長 そうなんです。という部分だけ、制度上、調整を行うという、特別交付税の制度にのっかって、やらせていただいたということになってございます。

○小島委員 歳出は来年度の予算でやると。

○田野財政課長 歳出というか……今回、環境省の返還に係る補助金と、それから総務省の特別交付税というものが2つあって、我々財政課のほうの担当としましては、地方交付税、特別交付税というものの総務省に関するものということで、歳入だけの中で、28年度中に概算で調整を行いました。

環境省の補助金につきましては、この後、最終的に歳出の中で予算組みをした中で、返還を行っていくということになります。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ここで進行を副委員長にかわります。

○吉成副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 地方交付税のところなんですけれども、先ほど説明があったとおり、基準財政需要額を決めるのに当たって、私が一般質問させてもらったときに、臨財債を那須塩原市は使わずに頑張ってきてきたんですけれども、国のほうが、使わなければ需要額を減らすよというお答えをいただいたことがあったんです。

28年度は12億円の臨財債を発行していて、まず一つ聞きたいのが、28年度は、実は発行可能枠がどれくらいだったのかを、まず一つお聞きしたいと思います。

○吉成副委員長 田野課長。

○田野財政課長 平成28年度的那須塩原市の臨時財政対策債の発行可能額につきましては、18億9,840万円という数字が、平成28年度の普通交付税の算定の中で、可能額という形で計算上出てきてございます。そのうち12億円を配分させていただいたという形でございます。

○吉成副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それで、前回、前々回と、10億円、11億円、11億円と、ずっと来たと思うんですけれども、国からの指導をもって、12億円をあえて発行したのかどうかを、まず一つお聞きしたいんですけれども。そういうことを余り考えなかったのかどうか。

○吉成副委員長 係長。

○関根財政係長 28年度の発行額につきましては、ちょうど27年度につきましても、予算上12億円で組んでいたものを、たしか3月補正の中で減額補正して、最終的に10億円という形にしたと思います。

ちょうどその3月の補正をやるころが、29年度

の当初予算編成とちょうど時期的に重なりまして、財政担当のほうとしましては、28年の決算を見据えながら、あわせて、29年度に必要な基金なんかも確保する必要がありますものですから、そこら辺を総合的に勘案して、その年度どのぐらい借りるか、基金にどのぐらい置くか、今申し上げたとおり、総合的な観点の中で、12億円というふうな判断をさせていただいたところでございます。

○吉成副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 あと一つ、すみません、調整額、最終的に発行されるのに当たって、当時市長の答弁に、各市町のトップランナー方式を入れているから、予算額に関してはどんどん、よく頑張っている地域に対して合わせていくという話が当時あったんですけども、実際に調整するに当たって、交付税の決定が決まるときに、痛手をこうむったところがあったかどうかというところまでは理解できていますでしょうか。

○吉成副委員長 係長。

○関根財政係長 トップランナー方式に関しましては、例えば学校の用務員さんについて、職員ではなくて委託にするとか、ごみの収集についても、職員じゃなくて委託にする。または、歳入面でいけば、市税の徴収率を今までよりも高い形に設定する、そんなところがトップランナー方式だというふうな認識の中で、当然歳入面でいけば、トップランナー方式で定められた引き上げられた率を割る部分については、ある種、痛手をこうむる部分というふうな見方も一方ではできるのかなと。

同じような理屈の中で、委託と国が定めているものを直営でやれば、割高になりますので、その分、効率的な行政経営ができていないというふうな理解しております。

○齊藤委員長 わかりました。

○吉成副委員長 じゃ、司会を委員長にかわります。

○齊藤委員長 すみません、ありがとうございました。

それでは、その他なければ、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようなので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

財政課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

○齊藤委員長 (将来負担比率について)

○吉成副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 (経常収支比率について)

そのほかございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 じゃ、執行部のほうから何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、以上で財政課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時05分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎契約検査課の審査

○齊藤委員長 ただいまから契約検査課の審査に入ります。

契約検査課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま

す。

増子課長。

○増子契約検査課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 じゃ、せっかくですから。

課長の説明の中の指名停止措置等、この表になっているところについては、記載のとおりですということだったわけですが、前年なんかと比較すると、特に指名停止の部分でいうと、独禁法違反が一挙にふえているんですね。昨年の決算の実績を見ると、3件だったらしいですけども、この表でいくと、25件に一気にふえているわけですね。その主たる原因をお伺いします。

○齊藤委員長 増子課長。

○増子契約検査課長 今、吉成副委員長からの質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございまして、昨年度は27年度比で9件増となっております。主たる理由は、特に全国規模の業務を展開する大手企業の独占禁止法違反等に起因するものであります。これは特に、東日本大震災関連で、いわゆる談合の疑いがあったというような事案の処理の結果、このような形となっております。

以上です。

○吉成副委員長 22件。

○増子契約検査課長 すみません、22件、失礼しました。

○吉成副委員長 22件増という意味ですか。

○増子契約検査課長 はい。失礼しました。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 これは、25件イコール25社という意味になるわけですか。

○齊藤委員長 増子課長。
○増子契約検査課長 そうです。そういうことです。
○齊藤委員長 吉成副委員長。
○吉成副委員長 指名停止になって、それに対して、市のほうからの何か、働きかけというのはあるんですか。

○齊藤委員長 増子課長。
○増子契約検査課長 特に、一定期間の指名停止という通達文は送付いたしますが、現在のところ、それ以上のものは特に行っておりません。

○吉成副委員長 了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 では、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。
認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。
よって、認定第1号については、原案のとおり

認定すべきものと決しました。

契約検査課所管の審査事項は以上となります。

◇

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 執行部からは何かございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で契約検査課の審査を終了いたします。
お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時18分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎課税課・収税課の審査

○齊藤委員長 これまでは、一つの所管課ごとに審査をまいりましたが、課税課と収税課につきましては、決算認定案件の審査をする上で関連がありますので、2課同時に審査することといたします。

それでは、ただいまから課税課及び収税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第73号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池課税課長 （議案第73号についての説明）

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。
ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありませんので、討論に移ります。
討論はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第73号 平成29年度那須塩原市後期高齢者

医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

○菊池課税課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 平石課長。

○平石収税課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑を許します。

田村委員。

○田村委員 1ページの個人市民税のところ、納税者が1,200名ほどふえたというようなことだったと思うんですけども、その理由がわかれば、お聞かせいただきたいと思います。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

菊池課長。

○菊池課税課長 具体的には、給与が800名以上占めているような状況なんです。実際に、例えば、今まで税金がかからなかった人がそちらに移行し

たのか、働き手がふえたのかというのは、そこまではちょっとつかめないような状況でございます。

○田村委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

ありませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとページ数わからないんですけども、軽自動車の税金が変わって、それを何か、情報をもろう機械か何かで支出しているという部分があったんですけども、どういうふうにする機械なのかなど、使っているか。税率が違っているということを確認……

○齊藤委員長 池澤課長補佐。

○池澤課税課長補佐 池澤のほうから、税制系のほうから説明させてもらってよろしいでしょうか。

これは、99ページの負担金、諸税賦課事務推進費の中にあります軽自動車検査情報というものでございます。これは、実はパソコンの中に情報が入ってきまして、軽減、要するに25%軽減とか、そのようなものがマッチングできるシステムになってございます。これは、28年度から導入し始めまして、J-LIS、地方公共団体情報システム機構というところから情報が流れてまいります。それが、情報をぶつける、要するに突合させて、コンピュータの中で処理をしていくという形をとっております。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大体わかっているんですけども、120万円あるので、便利に使われているのかなど思ってお伺いしたところ。答弁結構です、すみません。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 すみません、ペイジー、クレジット納

付とあったと思うんですけども、ペイジーというのは、収納回線接続試験をして、クレジットでの収納という意味ですか。ペイジーというのは、ちょっと意味がよくわからなかったんですけど100ページです。失礼いたしました。100ページのペイジー収納回線接続試験をして、クレジットサービス、これ同じシステム。

○齊藤委員長 ペイジーについてだけ説明してもらえますでしょうか。

平石課長。

○平石収税課長 ペイジー納付につきましては、2つありまして、インターネットバンキングというものと、金融機関のATMから納入できるものがあります。

インターネットバンキングにつきましては、インターネットを利用して銀行との取引を行うというものでございます。

○齊藤委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

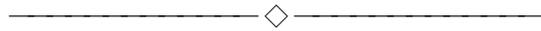
○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第2号の説明、質疑、討議、

討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、認定第2号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池課税課長 (認定第2号について説明)

○齊藤委員長 平石課長。

○平石収税課長 (認定第2号について説明)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 県よりも低いという収納率が、原因的には、那須塩原市の特徴として、どんなことがあるから収納率が下がるというところがあるのか、ちょっと分析したことがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○齊藤委員長 平石課長。

○平石収税課長 収税課職員全員、一生懸命、滞納処分をやっているところではございますけれども、ちょっと業務が追いついていないということでお願いしたいと思います。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 納税者のほうで、こういう方がいるから滞納率が多いんだとかということがあるのかなと思ったんですけども、そんなところはいかがでしょうか。

○齊藤委員長 平石課長。

○平石収税課長 特に納税者の方どうこうということではなくて、滞納処分のほう、差し押さえ等、粛々と執行していけば、上がってくるのかなというふうに思っております。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 玉野委員。

○玉野委員 同じところなんですけれども、県で42位という表現されましたけれども、関東の中で栃木県、茨城県、群馬県は非常に低いということですから、茨城県はどんな様子ですか。

○齊藤委員長 必要ですか。後に聞いていただければと思います。失礼いたします。

○玉野委員 後で聞きます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

○高久委員 収納率の確認です。これ、毎年マイナスではなくて、毎年プラスになっているんですよね。収納率は上がっているんですよね。額は狭くなってきていますが。

○齊藤委員長 平石課長。

○平石収税課長 毎年増加しているところではございます。

○齊藤委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。
討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第2号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第3号の説明、質疑、討議、 討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、認定第3号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池課税課長 （認定第3号について説明）
以上です。

○齊藤委員長 平石課長。

○平石収税課長 （認定第3号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。
討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第3号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第4号の説明、質疑、討議、 討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、認定第4号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

菊池課長。

○菊池課税課長 （認定第4号について説明）

以上でございます。

○齊藤委員長 平石課長。

○平石収税課長 （認定第4号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第4号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

課税課及び収税課所管の審査事項は以上となります。

◇

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （収納率について）

○高久委員 （納税相談について）

○吉成副委員長 （債権管理マニュアルについて）

○齊藤委員長 いいですか。

そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、執行部のほうからは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で課税課及び収税課の審査を終了いたします。

これで、総務部の今定例会における審査は終了となりますが、総務部全体として何かございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

お疲れさまでした。

休憩 午後 5時24分

再開 午後 5時27分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査

○齊藤委員長 選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の皆さん、お疲れさまです。

初めに、事務局長からご挨拶をお願いいたします。

佐藤局長。

○佐藤選管・監査事務局長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

ここで、総務企画常任委員会を決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

佐藤局長。

○佐藤選管・監査事務局長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

何かございませんか。

ここで、進行を副委員長にかかります。

○吉成副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員長 ちょっと素朴なことなんですけれども、選管の委員長等と選挙管理委員会の方々は、選挙があるときは忙しいと思うんですけれども、ない年なんかは何をメインでしているのか。あるいは、年額でこれ、30万円ということは、例えば

選挙があるときと、ないときとかの年額が変わったりするのかしら。この年は30万円なのかというところをお聞きしたいんですけれども。

○吉成副委員長 佐藤局長。

○佐藤選管・監査事務局長 選挙管理委員会の業務に通年で、選挙人名簿ということで、3カ月に1回、選挙人名簿を調製して、電算でほとんどやってしまうんですけれども、その確認ということで会議をしたり、それから、必要な法令の改正等々で委員会を開くということがございます。ということで、通年で集まっていた機会はあるということでございます。

そのほか、つけ加えることがあれば、係長のほうから。

○阪本選挙管理委員会事務局長補佐 必ず、議会月と一緒にして、3、6、9、12月の1日に全国一斉、どこの選挙管理委員会も会議を開かなければならないということで、公選法で決まっておりますが、最低4回プラス、局長からお話がありました、あとは公務出張等がございますので、確かにおっしゃるとおり、選挙の多い年は年に二、三十回出ていただくんですが、報酬は全て、一律年額ということで決まっております。

以上でございます。

○吉成副委員長 いいですか。

じゃ、委員長にまたかわります。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、討論へ移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆さんから何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (固定資産税の訴訟の件について)

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようでしたら、執行部の皆様から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、以上で選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時58分

再開 午後 6時00分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎会計課の審査

○齊藤委員長 会計課の皆さん、お疲れさまです。

初めに、会計管理者からご挨拶お願いいたします。

松江管理者。

○松江会計管理者 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから会計課の審査に入ります。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

松江管理者。

○松江会計管理者 (認定第1号にて説明)

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論へ移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

会計課所管の審査事項は以上となります。

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で会計課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時07分

再開 午後 6時12分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎議会事務局の審査

○齊藤委員長 議会事務局の皆さん、お疲れさまです。

初めに、事務局長からご挨拶をお願いいたします。

○石塚議会事務局長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ただいまから議会事務局の審査に入ります。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえます。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

増田課長。

○増田議会事務局議事課長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

休憩 午後 6時22分

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

再開 午後 6時26分

それでは、討論に移ります。
討論はございますか。

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

—————◇—————

〔「異議なし」と言う人あり〕

◎その他

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

○齊藤委員長 それでは、次第4のその他に入ります。

認定第1号 平成28年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

委員の皆様から何かございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

○齊藤委員長 なければ、事務局から何かありますか。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

議会事務局の所管事項は以上となります。

◎閉会の宣告

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

○齊藤委員長 以上で、今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

〔「ありません」と言う人あり〕

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようお願いいたします。

○齊藤委員長 事務局から何かございますか。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

お疲れさまでした。

○齊藤委員長 ないようですので、以上で議会事務局の審査を終了いたします。

閉会 午後 6時30分

お疲れさまでした。

ここで、職員退席のため、暫時休憩といたします。